



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道民のポーティング・ビヘービアの諸類型：リーダーシップへの手懸りを求めて
Author(s)	尾形, 典男; OGATA, N; 富田, 容甫 他
Citation	北海道大學 法學會論集, 4, 1-111
Issue Date	1954-02-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/17048
Type	departmental bulletin paper
File Information	4_p1-111.pdf



北海道民のボーティング・ビヘービアの諸類型

——リーダーシップへの手懸りを求めて——

尾形典男 富田容甫

十亀昭雄 中島哲

まえがき

われわれは、文部省科學研究費の補助をえて、一九五三年四月に行われた衆議院および参議院議員選挙を機会に、序章において説明するような問題意識のもとに、北海道民がいかなる意識でいかなる投票行動ボイティング・ビヘービアを示すかを調査した。この調査の結果われわれが知りえたものは非常に複雑なしかも量的にも非常に大きなものであり、又その調査の結果明らかになつた諸事實がわれわれに投げかけている問題點で未解決のものも相當多い。従つて、右の調査の完全な分析とその報告を今早急にまとめあげることが到底不可能である。そこで以下にはいわば中間報告とでも云うべきものを掲げることにした。

問題意識の提示と具體的な資料の分析に入るまえに、われわれが取つた調査の方法の概略を明にしたい。研究費の制約があつた爲に、われわれは北海道全域を母集團とする任意抽出の方法はとりえなかつた。そこで第二次的な

方法として、かねて豫備調査によつて一應設定していた類型的市町村についてのみ調査することにした。その類型的市町村としてわれわれが取り出したものは十地域であるが、それはその夫々がもつ社會構造および産業構造の上から考えて、その十地域をとり上げることが云わばある程度北海道の縮圖を描くことになりうると考えたからである。十地域とは次のものである。札幌——行政上の中心、消費都市、大都市。小樽——北海道としての大商業都市、商業港、卸商中心の經濟都市。琴似——札幌小樽の衛星町、兩都市への通勤者の住宅地、蔬菜農業地帯。森——東北地方類似のつり、舟漁業部落、北海道としては比較的に特殊日本の社會構造の殘滓を殘している部落。室蘭——大工業都市、商業港、大きな労働組合組織のある町。旭川——中小商工業都市、舊軍都、あらゆる社會階層をもつ街。夕張——大炭鉱街。小平——小炭鉱町、ストライキの頻發したところ。留萌——鮭鱒および鱈漁港、大漁業基地。妹背牛——水田農業地帯、北海道としての中經營農業地域、富農町。(この他に北海道特有の農作地帯として大嶽を測定したが、費用の関係で勘愛せざるをえなかつた。)

この十地域において、選挙人名簿から三分の一の任意抽出によつて調査対象を決定した。調査は面接によりアンケートへの回答を求めた。調査の時期および回数、選挙日前三日ないし二日に第一回、投票後二ないし三日に同じ対象に對して第二回、その後アンケートの集計の途中で發見した諸々の疑問を解決する爲に、投票日から數えて六ヶ月後に、限定された範圍の調査対象および選挙運動關係者、土地のボス、選挙管理委員會關係者等との面接を行った。

抽出した調査対象の總計は一一五四であるが、その中面接しえたものは九九六であつた。

序章 選挙の機制

代議制は、「合意による支配」を保障する機構であるとされており、その制度的保障の中心的部分をなすものこ

そ、被治者への選舉權の分配であり、そこになされる選舉、投票であるとされている。もしそうであるとすれば、選舉民の選舉權の行使の仕方、投票ボイティング・ビヘービアの仕方こそが、右のタテマエを實質的ならしめるか否かを決定する鍵であると云わなければならぬ。そもそも、いかなる實質をもつた「投票の仕方」が「合意」の實質を保障してくれるのであろうか。

なるほど、「合意による支配」という觀念については、その觀念自體が實は一個の象徴であるに過ぎず、場合によつては單なる神話にしかすぎないという指摘が、くり返しなされている。しかし、象徴なり神話なりが或る社會の中で受け入れられ通用しているということは、ただ單にその社會が盲目であつたからとか狂信的であつたからだといつて片付けうるものではない。たとえ神話であつても、それが盲目的にもせよ兎に角受け入れられるからには、それを受け入れさせるだけの社會的現實がなければならぬ。即ち、代議制が「合意による支配」を保障する政治機構であると考へられたということは、そう考へさせるための何等かの社會的現實的現實があつた筈である。選舉が代議制の中核的部分として「合意による支配」を保障していると考へられてきたということ、そしてそれが現在の現實ではその役割を果さなくなつたということが眞實であるとするならば、選舉は、過去においてはいかなる機能の實質をもつていたからそう考へられてきたのか、現在においてはいかに機能しているからそう考へられないのか、ということこそ究明されなければならぬ問題であらう。

日本の現實においては、選舉と投票が單に既成支配權力の再確認と禮拜の儀式に終つてゐる、といわれる。これは否定しえない事實であらう。しかしこの放置しえない現實を打破する方策はないだらうか。その方策が屢々指摘されるように、リーダーシップの問題の究明から與えられるであらうということは、ほぼ間違のないところであらう。しかし方策がリーダーシップのうちに見出されるとしても、それは、決して選舉民に對する高踏な倫理的説教

で事足りるものでもないだろうし、或はシニカルな心理的分析の提示に終つてもその無意味なことは前者の場合と同じであろう。リーダーシップの核心は、選挙民が持つていないエネルギー、——或は持ちえない、又は失つてしまつたエネルギーを、外から與えることではなくして、かれらが現實に持つてゐる何等かのエネルギーを合目的な方向に轉換させることでなければならぬ。しかも又その轉換それ自身すらが、再び倫理的説教に頼ることになつてしまふのであれば、そこでは再びリーダーシップはその實質を喪失してしまふであらう。いかなるエネルギーを、いかに觸發するならば、「合意による支配」は成就されるのであらうか。即ち選挙は選挙としての意味と機能をもちうることになるのだろうか。

そもそも、新興市民層が、自からの権力結集の據りどころを「議會」に求めることによつて舊封建身分の支配權に對抗して、體制の變革を企圖したときに、かれらがその體制變革のイデオロギーとして掲げたものは、「法の支配」のイデオロギーであつた。ところで、「法の支配」というイデオロギー自身はしかし別に近代市民社會の發明にかかるものではなかつた。にも拘らずそれが舊體制の本質ともいふべき信從體制から「合意による支配」の體制への轉換を可能にするテコとして働きたのは何故であつたらうか。それこそ正に「法の支配」にいわゆる「法」觀念自體の、そして又その定立權者の變更にあつたのである。そこで主張される「法の支配」にいわゆる「法」は、先づ第一に、その内容上身分的特權の保障の體系、その客觀的表現としての「法」ではなく、市民的自由の保障の體系たるべき「法」、その保障の客觀的表現たるべき「法」であつた。第二に、その法は、所與的に「存在する法」従つて制定されることを必要とせず唯單に發見され執行されうべき法ではなくして、自由にして平等なアトム的人の相互契約によつて「作らるべき法」従つて「作られ」てはじめて存在性を獲得し従つて又執行されうる法であつた。このようにして、被治者たる市民によつて、内容と存在を與えられる法、その法の支配が要求されるというこ

とは、治者たる君主の支配の支配態様が、被治者たる市民の意志内容によつて拘束されることを要求すると云うこととであり、従つてそこに云う「法の支配」の要求は正に「合意による支配」への要求であつたのである。従つて法の定立権を被治者たる市民の側に確保することこそ實は法の支配を合意による支配たらしめる轉回點であつた。その轉回點であり、テコである筈の「法定立権を市民の手に確保すること」、それを「法定立者の選擇への参加」という形で實現したもの、それこそ正に被治者への選舉權の分配である。この意味で、被治者への選舉權の分配は、「合意による支配」を「法の支配」の象徴のもつて實現する機制であつた。しかもこのような機能を擔う制度としての選舉は、上述のように法定立者の選擇への参加であり、法定立者の選擇たる限りそれは「人の選擇」をその機能の本質とするものであつたのである。ところで、要求された「法の支配」における法は、市民的自由の保障をその機能とすべきものとされたのであるが、その市民的自由の實質内容を形成していたものは私有財産權の保障であつた。そこから法定立を現實に行う者についても、そして又その「人」を選擇する者についても、共にその範圍が限定されることになる。即ち、法定立者も、又法定立者を選択する者も、共に、財産權の保護に利害と關心をもち、その方策に理解をもつもの、即ち「財産と教養」をもつ者でなければならなかつたのである。

かくして、大土地所有者であり商品生産者である新興市民層は、自己を君主とその支配大權に對する被治者として位置づけながらも、他方では法定立者の選擇（人の選擇）を通じて「法の選擇」即ち法定立を行い、その法によつて治者たる君主に對抗しこれを拘束したのであつた。立憲君主體制下の議會制において、いわゆる「合意による支配」はこのようにして成立する。即ち、治者たる君主の大權と被治者たる市民の法定立権とは、對立的緊張の關係におかれながら、しかも議會による法案の審議確定と君主による法律の裁可とによつて「法」が成立する限り、正にそこでは法において合意が成立し、その「法の支配」によつて「合意による支配」が成立するからである。^{*}立

憲君主體制下における選挙は、このように法定立の主體を選択確定し、もつて法定立を可能にした限りにおいて、それは「合意による支配」にその實質を與へる機制であつたのである。

* この場合、大權と議會との對立を執行權と立法權との對立として形式化することは許されない。大權は上述の法律裁可權の外に正にその大權の名において法制定權の重要な部分を維持しているのである。君主權がこのような實質的な法制定權を大權の名において保有すればこそ、君主と議會との對立關係は、正に二つの法制定權の對立であつたのであり、それがその實質的内容から見れば、大土地所有の利益の保護と商品所有者の利益の保護という二つの異質的な利益の主張をめぐる對立緊張の關係にあつたのである。このような對立緊張關係にある異質的な利益の妥協が「法」の中に成立するとき、そこに「合意による支配」が成立するのである。

「合意による支配」が、こうして成立しえたものである以上、議會に對して對立者としての權力を維持し、正にその故に合意を成立させるべき一方の合意主體としての地位をもち續けてきた君主大權が、政治權力としての實質を喪失するならば、即ち議會が一方的優越性を確立するに至るならば、「合意による支配」は少くともその實質を變へるか、或はその實質を喪失しなければならないであろう。そこでは治者、君主の大權は政治的權力の對抗の場から姿を消し、「法の支配」は純粹に自己を貫徹しうることになる。治者は今や唯「法」あるのみである。しかもその法たるや、全體の意志と利益の統合の結果であると考へられた。何となれば、法定立に参加する者——「人の選擇」によつて第一次的にこれに参加するものも代表者として終極的に法定立を行う者もすべて含めて——それは、自由平等實質なしかも夫々が自發性を具えた人間であり、その人間の代表・討論・多數決によつて豫定調和的に生み出されるもの、それこそ正に「法」であると觀念されたからである。法がかくして統合された全體の意志であ

り、その全体の意志が「法」として支配するものと考えられる限り、「法の支配」は正に「支配なき支配」であり、「法の支配」においては被治者と治者の同一性が確保されるという觀念が發生するであらう。このような思考のもとでは、たとえそこで「合意による支配」が依然として「法の支配」にからませられて主張される場合でもその「合意」の實質は變容をうけなければならない。即ちそこで云われる合意は、アトム的な多數の意志の一體的統合において成立するものであり、上述の對立する利害の妥協によつて成立する合意ではない。即ち、そこには前述の立憲君主體制下の「合意による支配」の場合に見られた治者と被治者との距離感ないし對抗感はない。この虚偽意識を成立させる根本の前提こそ市民的同質性のシンボルであつたと考えられる。^{*}

* 市民層が君主大權によつてシンボライズされる勢力層を政治圏の外に追いやつたとき、彼等が構想した人間像は、彼等市民層自身の人格像——市民的自由（實は私的所有）の追求者という人格像、を全人類的に一般化し普遍化したときに成立したものであつた。そこに盛期市民社會特有の象徴である人間の本質的同質性の觀念が成立する。そしてこの市民的同質性という前提の上に「代表」と「多數決」が構築されるとき市民的政治社會を貫く古典的政治體制觀が成立する。なるほどその場合、「代表」が主たる架橋物になるか、「多數決」が主たる架橋の役割を果すかによつて、即ち何れに力點がおかれるかによつて治者と被治者との間に横たわる溝のうずめ方は異つてくる。選舉權が「財産と教養」をもつ市民層に限られ、しかも選舉が「人の選擇」をこととするという制度の現實に對して、より齊合的な構想はむしろ「代表」であつた。ここでは「財産と身分と教養」をもつエリート、即ち「代表」への「信託」、それによる法の定立と執行、即ち「法の支配」が「合意の支配」の實質であつた。しかしそれは正にその實質の故にこそ信從の體制への轉落の危險を本質的に包藏していたと云わなければならぬ。この「代表」と「信託」、そこにまつわる治者と被治者の距離感についての虚偽意識、これこそがルソーを刺戟したものであつた。この虚偽意識に對する反撥こそが、彼の「代表」（人の選擇）の否定を導き出し、それに代る「多數決」による意思の直接的統合とそこに成立する直接民主制の提言を生んだものと考えられる。しかしわれわれは、ルソー

の「多數決」が《多數への信從》に轉落する危険と、その提出する一般意思という觀念が「法」と癒着するときに生れやすいその超越的性格のもつ危険性を見逃してはならない。それは、その効果においては「代表」「信託」のもつ虚偽性と同質のものをもつからである。とにかくし、代表をもつてすると「多數決」をもつてするとを問わず、治者と被治者の間の溝がそれらによつて架橋されえた根本の原因は、市民的同質性という前提であつたのであつて、この前提を出発點としたとき既に右の距離感は失われ虚偽意識が成立すべく運命づけられていたのである。

市民層がヘゲモニーを確立し「議會」が優位を確立したとき、合意による支配はかくてイデオロギー上の虚飾をこうむり、その實質すらも變容したかのごとき觀を與える。しかし、正にその市民層のヘゲモニーを可能にした産業革命自體はその進展を續けていたのであり、その進展自體は、實は右に指摘した市民層特有の同質性への樂觀的信仰を正に市民層自體の内部から揺り動かすべき筈の社會的現實を齎していたのである。即ち同質性への信仰のもともとの基盤であつた市民層のサークルの中だけに着目して考えても、穀物法をめぐる深刻な對立によつて物語られるようなそれぞれが異質的利益の追求をもつて相争う社會層の登場があつたのである。この對立は、相變らず農業生産社會の機構の上になつてしかも商品所有者としての自己の權力を維持しようとする階層と、農業生産と袂別して工場生産を純粹に展開しようとする階層との對立であつた。なるほど、この兩者は、廣く産業主義的資本層であり、生産と商品交換によつてその私有財産の維持發展を計ろうとするものであつたという點においては、同質的な利益を追求する同質者であつたかもしれない。しかし、そこに所謂「生産」、「商品交換」、「私有財産」は言葉の同一性にも拘らず、その實質内容においては、他を排除することによつてのみ自己を貫きうるといふ實質をもつた全く異質の利益を内容とするものであつた。そしてこの異質的な利益は異質的な「政策」によつてのみ實現されるべきものであつた。産業革命の初期において商品生産が農業生産物の加工をその機能とした段階では、そこで追求

される「利益」は農業生産とその加工という一のルートによつて確保されるものであり、従つてたとえそこに利益追求の方法上の分裂があつたとしても、それは所謂「意見」の相異、實は同質利益即ち同一の方向と方法によつて獲得される筈の利益の達成方法についての技術的意見の相異に止まつたのであり、従つて既述の「人の選擇」によつて選ばれたエリートエリートの討論と多數決の結果が「一元的法秩序」を生むものとされえたのである。ところが今や登場した異質的な「政策」の對立は、もともと異質的な「利益」の對立に根ざすものであり、技術的意見の差異に解消されえないものであつた。正にこの異質的な利益と政策の擔い手としてその編成をある程度果して登場したものが政黨であり、その政黨の對立關係の制度的表現が議院内閣制である。政府權力の擔當者として登場する政黨の交替は、ある利益・政策の權力としての登場、即ち治者の交替を意味し、それは同時に他の利益・政策追求者の被治者への轉落を意味する。かくして、ここでは、選舉のもつ機能はその實質において「政策の選擇」であり、そこに表現される特定政策に對する承認と非承認のバランスが直ちに政府權力の擔當への是認と拒否、即ち治者と被治者の分離となつて結果する。即ち、選舉は「政策の選擇」を通して、今や、政治權力の國家權力への上昇のための唯一のレジティームな通路として機能することになる。既に政治權力の擔い手として存在する「身分と財産と教養をもつ」階層、しかも上述のように同質的利益の擔い手として同質性をもつ階層、その階層の中から「エリート」たる「人の選擇」によつて國家權力の擔い手を決定する場合の選舉と、それぞれ異質的な利益を追求する複數の政治權力の中から「政策の選擇」によつて國家權力の擔い手を選定する選舉とは、その機能と意味は全く別であると云わなければならぬ。もし選舉が前者のようなものとして觀念され又そのような實質において機能していたとして、しかもそこに既述のような象徴とイデオロギー——即ち人間の普遍的同質性、代表と多數決——が操作されしかもそれが成功するならば、そこでの「合意による支配」は全く信從の體制に轉落するであらう。又、もし

選舉が後者のような「政策の選擇」として機能した場合でも、そこで選擇の對象となつた政治權力が、そして又それらの政治權力の追求する利益と「政策」とが、所與的であり内容確定的であり、従つてそれらの對立緊張關係が固定的であつて内容上の流動性を缺くならば、そこではそもそも「合意による支配」は成立しえないであらう。即ち、「合意による支配」は何れの場合においてもその實質を貫きえなかつた筈である。

ところが、資本層そのものにインパクトを與えた産業革命の進展は、同時に、法制度上は依然政治の舞臺の外にあつた勞働者層に對しても價值體系の生産と維持の上での比重を高め、社會的實力の上から「無視すべからざる大衆」としての地位を與えたのであつた。この「無視しえざる大衆」が、支配層である市民層の維持する體制に抗して立上つた際、かれらが抗争のイデオロギーとして掲げたものは、今や支配層である市民層が嘗つて舊身分特權層に對抗して打出した例の自然權の人間像とその上に構想された政治體制のタテマエ、しかも今や治者と被治者の同一にまで轉化しはじめたイデオロギーであつた。しかも支配層である市民層自身は、前述のように、それ自身が既に異質的利益を以て對立する二つの政治權力に分裂していたのであり、この拮抗する兩權力が國家權力の掌握において優越的地位を獲得するためには、正に權力の形成そのものを意味する新しい服従者の徵募と獲得とが必要であつた。この服従者の創出の努力こそが、支配層の中において相對立する二權力による（勞働者層への）選舉權分配へのヘゲモニーを繞る争でもあつたのであり、選舉權の擴張がこのような實質をもつていたが故にこそ、實は兩刃の劍であつた筈の先の自然權のイデオロギーが市民層の許容するところでもありえたのである。この選舉權擴大の事情は二つの結果を生んだ。第一に、自然權的タテマエ論をもつて選舉權分配をかちとつた勞働者層は、その事情の故にこそ、彼ら自身がそのイデオロギーの虜であつたのであり、社會的な價值の生産者としての彼ら自身のエネルギーが選舉投票を通して政治的自由に化現し、その利益と意思とが議會を通して一元的「法」秩序の中に環流す

るものであるという觀念を抱かせられたのである。しかも第二に、新有権者層は、支配層たる市民層の權力形成にとつて「そこから支持を獲得しなければならぬ大衆」であつたのであり、このことが對立する市民層の二大勢力をして彼らの政治的視野をそれぞれのセクションとその對立關係の外に擴げさせたのであり、従つてその政策の固定的靜的な性格を打破させずにおかなかつたのである。この二つの結果は、産業主義の帝國主義的展開、即ちそこに見られる擴大再生産とその齎す利益の増大という經濟的事實によつて裏打ちされることによつて、更にその方向を強められたのである。即ち、一方において支配層はその「政策」によつて利益の擴大的分配を促進しているのであると誇號しえたし、他方、そのために新有権者層は、かれらの意思と利益が投票による「政策の選擇」を通して少くとも部分的には實現されているものと信じえたのである。こうして、「政策の選擇」をその機能とする選舉、この選舉をその中心部分とする「合意による支配」の體制は、一方においては直ちに信從の體制に轉落することもなく、又他方においては直ちに權力の靜態的對抗關係に枯化する結果をもまぬかれえたのである。それが又「同質者の構成する一元的法秩序」という象徴に活力を與えた事情でもあつたし、「治者と被治者の同一」のタトマエに餘喘をたまたしめる現實でもあつた。

ところが、このような、帝國主義的擴大再生産、——その線の上での「政策」、その「政策」の齎した結果としての海外からの利益收奪、その收奪利益の國內的分配、という一連の經濟的事實は——そう永くは續かなかつた。略奪した利益の分配の上に成立した一元的な「合意の支配」は、今やその觀念が通用してきた現實的基盤を搖がされなければならぬ。政治權力の場に登場するものは、今や獨占資本の姿に一元化された市民層と、その單なる擷取の對象に轉化せしめられた労働者層とがあるのみである。そこでの實態としては、資本層の利益と労働層の利益とは異質的に對立するのであり、従つて同質的利益の志向という前提の上になたてられた「同質者の構成する一元的

「法秩序」の象徴は今やそのよつて立つ現実的基盤を失わなければならない筈であり、従つて又「治者と被治者の同一」の擬制もその現實性を問いただされなければならなかつた。

無所屬	諸派	計	有権者數	投票數	棄權率
—	—	340,112	496,056	342,403	31.0
26,228	—	295,629	379,586	297,963	21.5
—	—	209,865	298,267	212,272	28.8
—	—	433,923	601,081	438,251	27.1
—	4,248	365,147	493,498	368,312	25.4
26,228	4,248	1,644,676	2,268,488	1,659,201	26.9

(昭和28年4月21日附朝日新聞社)

従つてそこでは、もし「合意による支配」が相變らずその正統性を維持しうるにしても、その機構の實質を保障すべき「選舉」と「投票」の機能は根本的に再吟味されなければならない。投票が既述のような「代表と多數決」の擬制的架構によつて成立する「人の選擇」に終始する限り、それがこの現實の中で生む結果は、假令その名は「合意による支配」でありえてもその實質は信從の體制に外ならない。「合意による支配」が成立する可能性は「選擇」の可能性と餘地とが存在する場合のみありうる。合意は選擇と選擇との妥協であるからである。従つて、投票者の投票が「政策の選擇」をもつて貫かれる限り、そして他方既成權力がその權力の形成と維持を規定する政治的情況へのパースペクティブに鮮明なる限り、投票者の「政策選擇」への透徹は治者を「政策選擇」に迫りやるであらう。そしてこれが「合意による支配」を可能にするかもしれない。だがしかし、治者たる資本層による政策選擇には一定の枠があり、被治者たる大衆の政策選擇にも讓歩しがたい一定の限界がある筈である。しかもこの限界と枠に透徹した見透しをもつ投票者の「政策選擇」であつて初めて、それは治者に對して政策の「選擇」を強要しう

北海道民のポーティング・ビヘービアの諸類型

各政黨得票數

	自由黨 (分自黨 を含む)	改進黨	右社	左社	勞農黨	共產黨
第一區	141,189	75,450	19,587	94,348	—	9,538
第二區	117,720	82,819	15,951	47,368	—	5,543
第三區	137,668	9,647	9,241	15,954	37,355	—
第四區	124,936	34,787	74,486	111,121	71,723	16,870
第五區	114,046	102,469	29,709	103,958	—	10,717
計	635,559	305,172	148,974	372,749	109,078	42,668

各政黨立候補者數及當選者數

	第一區		第二區		第三區		第四區		第五區		計	
	立候補者數	當選者數										
自由	4	1	3	2	3	2	2	2	3	2	15	9
改進黨	2	2	2	1	1	—	1	—	2	1	8	4
右社	1	—	1	—	1	—	1	1	1	—	5	1
左社	2	2	1	1	1	—	2	1	2	2	8	6
勞農	—	—	—	—	1	1	1	1	—	—	2	2
共產	1	—	1	—	—	—	1	—	1	—	4	—
無所屬	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—
諸派	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—
計	10	5	9	4	7	3	8	5	10	5	44	22

る選擇であつた。こうして、そこにいわれる投票者の選擇は、實はその擔い手を異にすることによつてのみ、その完全なる實現を期待しうる「政策の選擇」であつた筈である。従つてそこに所謂「政策の選擇」は實は「體制の選擇」を實質とすることによつてのみ、「合意による支配」の起動

力として働
きうる選擇
でありえた
のである。
こうして
代議制は、
被治者の
「選擇」を
根本の前提
としてその
上に成立す
る。しかし
この被治者

の選擇が果してその期待された機能を現實に果してゐるであらうか。しかもその選擇たるや歴史的現實の上でその本質と機能を変えてきたこと上述の通りである。とすれば、そこに期待されなければならぬ機能をそれは營んでゐるのであらうか。——(尾形)

第一章 保守系政黨への投票者の投票の仕方

一 投票理由

先づ我々は、アンケートに現れた投票理由——即ち投票者がいかなる動機ないしは根據に基いて特定候補者に投票したか、というその理由——の検討から始める。全調査対象を右の投票理由という觀點から分類してみるとA—1表の如くである。

A—1表 全調査対象の投票理由

投票理由	%
政策(政黨)	39.0
人物	14.6
Personal Connection	4.2
團體推薦	2.2
地元	8.6
その他	3.4
D・K	28.0
計	100.0

(備考) 政策(政黨)型の大部分はその投票理由を「政黨」「政策」とこたえたものである。が、この外に「資本主義がよいから」「共產主義と對決する爲」「保守黨のスローガンを支持して」「黨を支持するから」等の回答もこの中に入れた。
地元型の典型的なものは「地元の人だから」という理由であつたが、この他に「市のため」「土地の出身」等のものもこの中に入れた。
Personal Connection (P. C 型) というのは本文に説明したようなものである。

即ち四割方の選舉民が政黨を選擇し、政策の比較考量に基づいて、自主的合理的に判斷し、投票したものと一應は推定される。この三九%について更にそれを政黨別に分けて考えると、自由黨が二九・八%、改進黨が四・八%、

合計三四・六％を數えるが、残りの六五・四％は殆ど社會黨への投票者である。従つて、保守黨投票者の大部分が政

黨政策以外の投票理由に基づいて投票するといえよう。この推定は正しいだろうか。

自由黨および改進黨への投票者全體の投票理由を分類したのがA—2表である。この表から我々はその投票理由について、ほぼ五つの類型を見出しうるであろう。即ち、一、政策（政黨も含めて）を理由とする投票者群——以下政策型投票者とよぶ。二、人物（3）から（7）まで）を

A—2表 保守黨への投票者の投票理由（％）

理由	政黨	自由黨	改進黨
(1)政策		15.5	14.1
(2)政黨		10.0	3.1
(3)人物		12.5	15.6
(4)人格		5.6	6.3
(5)經歷		—	1.6
(6)能力		1.5	4.7
(7)印象		—	3.1
(8)人物關係		5.9	4.6
(9)地域代表		14.0	6.2
(10)その他		5.2	4.7
(11)わからない		29.8	36.0
計		100.0	100.0

理由とするもの。三、Personal Connection を投票の理由とするもの（「友人にすすめられたから」「両親にすすめられたから」「夫にすすめられたから」「一緒の場所で働いていた人だから」「勤務先の主人が世話になつている人だから」「縁戚關係がある人だから」等々の理由によつてその人に投票したもの）。四、地域代表を理由とするもの。五、投票理由は「わからない」がしかしそれでも投票した投票者。（二から五までを以下夫々人物型、Personal Connection 型（P・C型と略記する）、地元型、DK型投票者と呼ぶ）。この類型に従つて合計すると

政策型は自由黨二五・五％、改進黨一七・二％、人物型は夫々一九・六％、三一・三％、P・C型は五・九％、四・六％、地元型は一四・〇％、六・二％、DK型が夫々二九・八％、三六・〇％ということになる。そこで保守黨への投票者の大多數、即ちその約八割方は、政黨乃至政策の支持という理由以外の諸理由によつて投票することになる。

以上ののべた各類型の投票者について、投票の Consistency と Shift の割合を見るため、前回（昭和二七年十

A-3表 保守政黨における Consistent Voter と Shifting Voter のしめる割合 (%)

投票理由 27年～28年	政 策	人 物	D・K	地 元	Personal Connection	計
自 ～ 自	81.6	80.5	65.9	78.4	70.6	75.6
改 ～ 改	92.3	66.6	35.3	—	60.6	62.5
改 ～ 自	6.7	5.2	3.8	2.7	11.8	5.2
自 ～ 改	7.7	18.6	29.4	—	20.0	18.7
N.V.* ～ 自	8.4	3.9	3.8	2.7	—	4.4
N.V. ～ 改	—	—	5.9	—	—	1.6
忘 ～ 自	1.7	1.3	11.4	8.1	11.8	5.9
忘 ～ 改	—	3.7	17.6	—	—	7.8
棄権 ～ 自	1.6	2.6	10.1	8.1	—	5.2
棄権 ～ 改	—	7.4	5.9	—	20.0	6.2
左社 ～ 自	—	3.9	2.5	—	5.8	2.2
左社 ～ 改	—	3.7	—	—	—	1.6
諸派 ～ 自	—	2.6	2.5	—	—	1.5
諸派 ～ 改	—	—	5.9	—	—	1.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
計	100.0	100.0	100.0	—	100.0	100.0

(備考) N.V. とは New Voter の略号で27年度選挙において選挙権のなかつたもの。

月選挙) 選挙の投票状況——即ち昨年の選挙では何黨に投票しましたかの質問に對する回答——を示したのがA-3表である。それを見ると二十八年度における自由黨投票者の七五・六%、改進黨投票者の六二・五%が Consistent Party Voter である。處が自由黨への Consistent Voter (——以下C・Vとよぶ) についてみると、それは夫々の投票理由類型に大體平均して分布しているのに反し、改進黨ではそうでない。

即ち、改進黨は政策型投票者の九割強が Consistent Voter であるのに、人物型投票者はより浮動的で前者より三割方少

い。しかもこの浮動性の傾向はDK型投票者に著しい。自由黨投票者は、投票理由の如何に拘らず、ほぼ七割前後がConsistent Voterであるのに、改進黨投票者は投票理由によつて、Consistent Voterのしめる割合が著しく開くということは、後述する如く、一方においては保守系政黨の票形成——投票者獲得——についての共通の特徴を物語るものであると同時に、他方改進黨の票形成の特徴を物語るものとして注目し、要するに此の表から大ざつばに云える事は、自由黨は投票理由以前に比較的に安定した地盤を有つているのに對し、改進黨は人物、投票類型と政策型、投票類型——換言すれば候補者人物と政策宣傳——に強く依存する、ということではなからうか。

ここで保守黨への投票の仕方の特徴の一端を見るために、今回は革新系政黨に投票した者で今回は保守黨へシフトした投票者について見ると、彼等の二十八年の投票理由はA—3表に見られる如くすべて、政策型以外の理由であり、しかも候補選擇の基準（以下投票基準という）についての質問に對しては全員“人”と答えている。二十七年の左派社會黨への投票者の中にはこのようなものが含まれていたことを示している。しかも彼等が再軍備是非についての質問には全員反對と答えている事もつけ加えておこう。

これは一方において、投票者の投票を決定せしめる動機ないしは根據が必ずしも單一のものでも又首尾一貫しているものでもなく、却つて複數的であり、しかも場合によつてはその複數的な投票理由が客觀的には分裂矛盾している場合すらあることを物語つているのであるが、他方において、保守黨の投票獲得が“人物”という投票理由をルートの一つとしてもつていふことを物語るものであらう。

前にもこのべたように保守系への投票者の中で政策型投票者は二割前後を占めているにすぎなかつた。残りの八割方の投票者の投票意思決定の動機はどこにあるのだろうか。いまこれを更に一步進んでDK型投票者の面から検討

A-4表 投票理由類型別男女比率 (%)

投票理由			政 策	人 物	D. K	地 元	Personal Connection
性 別							
男 子	自		59.4	46.8	21.5	59.5	58.8
	改		84.6	48.2	29.4	—	60.0
女 子	自		41.6	53.2	78.5	40.5	41.2
	改		15.4	51.8	70.6	—	40.0
計	自		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	改		100.0	100.0	100.0	—	100.0

してみよう。自由黨への投票者中DK型投票者の占める割合は二九・八%、同じく改進黨では三六%の高率を占めていた(A-2表)。しかもA-4表によると自由黨へのDK型投票者の七八・五%、改進黨では七〇・六%という圧倒的多数は婦人票である。更にA-1表によるとDK型投票者は二八%であるが、その中の二〇%は女子であり——全婦人投票者の約四割に該当する——、その二〇%の中の七七%は保守系政黨への投票者である。しかも婦人の自由黨への投票者全體の中でDK型投票者の占める割合は四一・三%、改進黨にあつては四八%の高率である。即ち保守黨への婦人の投票者の四割から五割が投票理由のわからないまま投票し、しかもDK型投票者のほぼ七割から八割が婦人によつて占められているという事になる。現地調査で屢々耳にしたことは、“家計のやり繰りで主婦は手一杯だ。生活の苦勞に追われ通して新聞をよんだり、ラジオをゆつくりきいたりして政治のことを勉強する暇がない。新聞だつて見出しを一寸のぞく程度でさつぱり政治の事は分らない。”“暮しさえ良くなるなら自由黨の天下でも社會黨の天下でも何でもいい。”“どの政黨も候補者も立派なことをいうが少しも生活は楽にならないし、關心を持つたつて持たなくなつて同じ事じやないか。”という類の不平不満か、乃至は政治的無關心の言葉である。女子の狹隘な日常の世界、しかも多忙な日常がこのような無關心を生み、

A-5表 投票基準について（保守系）（%）

投票理由		政 策	人 物	D・K	地 元	Personal Connection
投票基準						
人	自	13.3	62.4	45.6	59.5	53.0
	改	15.3	74.1	35.3	—	—
黨	自	56.6	18.1	16.5	24.3	17.6
	改	46.2	14.8	29.4	—	—
兩 方	自	26.7	19.5	35.4	16.2	29.4
	改	38.5	11.1	35.3	—	—
不 明	自	3.4	—	2.5	—	—
	改	—	—	—	—	—
計	自	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	改	100.0	100.0	100.0	—	—

従つて、それが「主人や夫のすすめる通りに投票します」「息子や両親がいいというので」或は「みんながいい人だ」というので（A-14表によると、DK型投票者の二割弱が「人の話」や噂、評判によつて候補者人物の良し悪しを知つたと答えている）といつた比較的接觸の密接な人の判断、勧誘、指示等に服従しての投票行動を生むということは見易いことであろう。このような投票者の政治的無關心と「わからない」という政治意識の空白状態

こそが選挙戦術の狙う據點たりるのであり、しかもそのストラテジーが大きな効果を發揮すればこそ、そこでは、正しい政治の方向と見透しを提供すべき筈の政黨のリーダーシップはむしろ無用の長物でしかない。かくて、大衆の政治的無關心に便乗する選挙戦術と、そこに結果するリーダーシップの缺如とは、「他人のすすめによる投票行動」をめぐつて悪循環する。即ちDK型投票者の行動様式は後に述べる人物型投票行動様式乃至はP・C型か、依頼に基づく投票行動か、何れかの行動様式に歸着せざるを得ない。

以上保守黨投票者の投票理由及び投票態様の一端を検討したが、補足的に、候補選擇の基準を「黨」と「人」の何れにおくかの質問に對する回答と、投票意思を決定した「時期」の質問に對する回答とを、投票理由類型毎に分類

A—6表 投票対象の決定時期（保守系）（%）

投票理由		政 策	人 物	D. K	地 元	Personal Connection
時 期						
選挙公示及び序盤戦	自	61.7	41.6	20.3	70.3	41.2
	改	69.2	48.1	17.6	—	—
中 間 期	自	23.3	33.8	21.5	13.5	11.8
	改	15.4	22.2	35.3	—	—
1 週間前後	自	8.3	14.3	13.9	5.4	11.8
	改	—	22.2	23.5	—	—
投票間際	自	3.4	—	—	—	11.8
	改	—	—	—	—	—
投票当日	自	—	3.9	16.5	5.4	—
	改	—	—	5.9	—	—
忘 れ た	自	3.3	6.5	27.8	5.4	23.5
	改	15.4	7.4	17.6	—	—
計	自	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	改	100.0	100.0	100.0	—	—

備考：質問は「あなたはその候補者に投票することをいつきめましたか。」である。

特徴であることを推測させる。更に投票決意の時期についてみると（A—6表）、選挙公示と同時に投票すべき候補者を決定したものは、自由黨の政策型投票者で六割強、改進黨のそれで七割弱である。人物型投票者では、立候補と同時に決定者は右よりも夫々二割方少いがそれでもやはり四一・六%、四八・一%であり相等注目すべき数字であるが、更に中盤戦迄に候補者を決定したものを合計すると、七割から八・五割になる。この数字は果してこの人々が

してみる（A—5、A—6表）。政策型投票者で投票決定の基準を「黨」におく者は自由黨・五六・六%、改進黨・四六・二%、「人」におくものは自由黨が二三・三%、改進黨で一五・三%となつているのに對して他の類型の投票者についてはその割合は略々これとは逆になつている（A—5表）。投票理由の上での人物型投票者は特に候補選擇の基準を「人」におくものが大部分であつて「黨への投票」ではなく「人への投票」が保守黨への投票者の政治的行動様式の主要な

A-7表 「こんどの選挙で各政党の政策はどんな点で対立していると思いますか」
の質問に対する回答（保守系）（%）

投票理由		政策	人物	D. K	地元	Personal Connection	自・改計	全調査者平均
アイテム								
再軍備	自	60.0	46.8	6.3	24.3	29.4	33.6	42.6
	改	69.2	37.0	29.4	—	—	40.6	
わからない	自	31.7	50.7	89.9	64.9	47.0	59.4	51.3
	改	23.1	48.1	58.9	—	—	45.4	
その他	自	8.3	2.6	3.8	10.8	23.6	7.0	6.1
	改	7.7	14.8	11.8	—	—	14.0	
計	自	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	改	100.0	100.0	100.0	—	—	100.0	

備考 その他には、税金、首班争い、経済政策、外交問題等と答えたものを一括した。以下 Personal Connection を P.C 「わからない」を D.K と略称する。

選挙に高度の關心と理解をもつが故の數字であると解釋されるべきものであろうか。他方、D K型投票者では、約三割が一週間前から投票日までの決定者であり、しかも二割前後が「忘れた」と答えている。かれらの選挙に對する低い關心とその故の浮動性を示すものであろう。

二 大衆宣傳について

以上、主として投票理由を手懸りに、投票者の側の投票態度をみてきたが、次に選挙運動者から選挙民への働きかけの面を検討してみよう。

我々はアンケートで「今度の選挙で各政党の政策はどういう点で対立していると思いますか。」という質問をしたが、この質問を手懸りとして以下に、選挙民が政治的政策的對立點の認識の角度をどこに求めているかという事、又、それが投票行動にいかにか影響するかということを検討してみたい。その質問に對する解答を分類したA-7表によると、「首班争い」と答えた若干の者、及び「税金」「経済政策」「外交問題」「豫算案」「吉

田及首相への不満“、自由党内閣の失敗“、権力争奪“等と答えた極めて少数の外は、大部分が“再軍備”と答えたものと“わからない”と答えた者である。この“再軍備”が極めて多いということは、いかに解釋さるべきだろうか。前回總選挙に於て“再軍備の是非”が最大の政治的争点として争われたという事實はあるにしても、選挙民の政治意識の中で“再軍備”の占める比重は餘りにも大きい。この數字は再軍備という問題に對する投票者の主體的對決の度合と、政治的自己決定の密度とを示すものとしてよむことが許されるであらうか。

A—7表について注目すべき點は次のようになる。①自・改兩黨への投票者は投票者全體の傾向に比して、“再軍備”と答えるものが少く、②自由黨では「DK」が一般より多く、③政策對立點についての「DK」は、投票理由での「政策型」、「人物型」、「地元型」、「DK型」の順で次第に増加し、④自由黨への投票者の中で投票理由の「わからぬ」ものの九割は政策對立點についても「DK」であり、⑤「政策」を理由として投票するものについてもその二割乃至三割強がこの點では「DK」である。

先に指摘したように、自・改兩黨への全投票者の中で政策型投票者のしめる割合は、自・二五・五%、改・二七・二%であるにすぎなかつた。この事實と、右の「政黨の政策上の對立」に關する認識の度合とを、併せて考えると、こうなるであらう。即ち再軍備問題を政黨政策の争點として受取つてゐるものは、自・改兩黨への投票者の夫々三割乃至四割をしめてゐるにも拘らず、彼等の大部分にとつては、この再軍備問題は、實は政策上の問題ではなく、政策問題としての再軍備問題が却つてその内容を捨象された單なる象徴として受け取られてゐるのではないかということである。換言すると「再軍備問題」は、候補者により又政黨によつて單なる象徴として操作されてゐるのではないかということである。そこで、この點を更に検討しよう。

全調査對象は、「再軍備是か非か」の質問に對してA—8表のように應えた。即ち肯定者「賛成」と「止むをえ

北海道民のポーティング・ビヘービアの諸類型

A-8表 「再軍備是非」について（保守系）（%）

類型	政策	人物	D. K	地元	P. C	
賛成	自	38.3	16.9	17.7	21.6	23.5
	改	61.5	22.2	35.3	—	20.0
止むを得ない	自	38.3	37.7	21.5	32.4	17.6
	改	38.5	33.3	23.5	—	40.0
中立	自	5.	2.6	3.8	10.8	5.9
	改	—	3.7	11.8	—	—
反対	自	15.0	37.7	38.0	21.6	41.2
	改	—	37.0	29.4	—	40.0
D. K	自	3.3	5.2	19.0	13.5	11.8
	改	—	3.7	—	—	—
計	自	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	改	100.0	100.0	100.0	—	100.0

A-9表 「憲法改正の必要の有無」について

(保守系) (%)

類型	政策	人物	D. K	地元	P. C	
ア	自	48.4	32.5	13.9	35.0	23.5
	改	84.6	40.8	29.4	—	—
ナ	自	26.7	31.2	15.2	46.0	35.3
	改	15.4	22.2	5.9	—	—
D. K	自	25.0	36.4	71.0	18.9	41.2
	改	—	37.0	64.7	—	—
計	自	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	改	100.0	100.0	100.0	—	—

ない”との計)は四一・八%、反対者は四六・八%である。

“賛成”の七九・七%及び“止むをえない”の七四・八%と、“反対”の三五・五%は保守政黨への投票者である。即ち、二割前後の政策型投票者のしかもこの反対者三五・五%の中の二九%は政策型投票者以外の投票者である。即ち、二割前後の政策型投票者の大部分は、再軍備の肯定者であり、殊に改進黨の政策型投票者では一〇〇%が再軍備肯定者である。

後者を更にその肯定理由についてみると(A-11表)、彼等の大半は“自衛のため”と答えている。

A—10表 憲法改正賛成者の賛成理由 (%)

類 型	政 策	人 物	D. K	地 元	P. C
再軍備のため	自	28.0	18.2	23.1	—
	改	27.3	—	—	—
占領下の憲法	自	—	9.1	15.4	—
	改	9.1	—	—	—
情勢變化に 応じて	自	12.0	9.1	15.4	—
	改	27.3	—	—	—
家族制度の 復活	自	12.0	—	—	—
	改	—	—	—	—
そ の 他	自	20.0	9.1	7.7	—
	改	18.2	—	—	—
理由なし	自	28.0	54.5	38.4	—
	改	18.2	—	—	—
計	自	100.0	100.0	100.0	—
	改	100.0	100.0	—	—

も、政黨乃至政黨の政策の支持者、同調者と呼びうるようである。

だがこれを他の類型の投票者についてみるとどうであろうか。彼等を、再軍備の是非、及び憲法改正問題との連関で追つてみよう。

人物型及び地元型投票者についてみると、大略次のことがいえよう。

(一) 彼等の五割強は、再軍備肯定者であり、三割から四割が憲法改正の賛成者であるが、二割から四割弱のものは

自由黨の政策型投票者では八割弱が再軍備の肯定者で、その肯定理由については「自衛のため」「獨立國になつたから」という一應の理由づけをもつものが七割弱である。改進黨の政策型投票者を更に憲法改正問題についてみても(A—9表)、彼等の八一・八%が「再軍備のため」「占領下の憲法だから」改正する必要があると答えている(A—11表)。

従つて、保守黨への投票者のうち、政策型投票者については、彼等が政策型投票者であるという理由からだけでなく、彼等の「再軍備」に對する態度の上から

A-11表 再軍備肯定者の肯定理由（保守系）（%）

類型		政策	人物	D. K	地元	P. C
理由	自衛	32.6	38.1	38.7	25.0	28.6
	国土防衛	61.5	80.0	40.0	—	66.7
独立國	自	32.6	7.1	12.9	25.0	57.2
	改	7.7	13.3	10.9	—	—
治安維持	自	2.2	2.4	3.2	—	—
	改	—	—	—	—	—
國際情勢	自	—	4.8	—	5.0	—
	改	7.7	—	—	—	—
侵略防止	自	—	19.0	3.2	—	14.3
	改	—	—	20.0	—	—
その他	自	8.7	—	—	10.0	—
	改	—	—	—	—	33.3
理由無し	自	23.9	28.6	42.0	35.0	—
	改	23.1	6.7	30.0	—	—
計	自	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	改	100.0	100.0	100.0	—	100.0

備考 この質問に對して必要ありと答えた者とやむを得ないと答えたものの合計を再軍備肯定者とよぶ。

再軍備の反對者である。しかも肯定者五割の中の約四割弱は受動的に「止むを得ない」と答えたものである。(二)政策對立點の認識については、半數に足りない四七%、三七%のものが「再軍備」と答えているが、過半數の五一%、六五%がDKグループである。(三)二割前後のものは、投票

決定の基準を、「黨」と答えているが、六割のもの——改進黨では七四・一%のもの——は「人物」と答えている。(四)しかも彼等の八割は Consistent Voter であり、(改進黨の人物型投票者では Consistent Voter は六六・五であり、浮動票が自由黨に比し大きいことを一面に物語るものでありながら、他方、「有名人」的人物を黨自體が候補者公認の基準とすることにより、地方政治における、自由黨に比し「より弱い地盤」を補強する必要性をも暗示する。北海道の改進黨候補者の殆どは、官僚出身か舊政治家である。)七割強——地元型では八四%——は、

説 選舉戦の前半に、特定候補者への投票の意思をきめている。

論

この型の投票者においても、政黨、人物の提供する政策への同調者が多数いることは勿論であり、各政策に對する一貫した政治的態度が外見的にも示されるのではあるが、それが主體的な同意と選擇の結果であることは少く、彼等の投票意思の根本的規定要因をなすものではない。主體的自己判断は何人かに委讓され、何人かによつて、何人かのために委讓せしめられているといえはしないだろうか。かくて彼等の大多數の投票意思は後に述べる如く「人物が良い」「人格者」「力量」等により決定され、それが彼等の「投票理由」として表明される。即ち彼等の大多數は、政策的判断と、それに基づく意思決定との以前に保守黨候補者への投票が、他の諸要因によつて決定されていて、比較的に安定しているということではなからうか。

更にD・K型、P・C型投票者についてみると、

(一)自由黨では四割、改進黨では六割の投票者が再軍備の肯定者であるが、彼等のほぼ四割はその反對者であり、(二)憲法改正については、贊成者は他の類型に比し最低で、D・Kの占める率が相當高く、(三)政策對立點に關する認識は極めて低く、極端な場合、自由黨へのD・K型投票者の九割がこの點についてD・Kと答えている。しかも(四)彼等の七割(改進黨へのD・K型投票者では四割弱だが自由黨に比し浮動者の占める割合が大きいことを暗示している。と同時に、同じD・K型でも、自由黨に比し改進黨のそれは一般的に各イッシューに對する政治的態度の表明者が多い。即ち政策對立點については自由黨へのDK型投票者では僅か六・三%が再軍備と答えているのに對し改進黨では約三割がそう答え、再軍備是非については、自由黨の四割に對し改進黨では六割弱が再軍備を肯定し、又憲法改正についても贊成者は自由黨に比し二倍以上いる。改進黨の政治的諸宣傳が改進黨の票形成過程に於て占める比重と役割は「候補者人物」の強調と並行し極めて重要と思われる。)はConsistent Voterであり、(五)彼等の

北海道民のポーティング・ビヘービアの諸類型

A-12表 再軍備反対者の反対理由（保守系）（%）

類型	理由	政策	人物	D. K	地元	P. C
戦争防止又は戦争反対	自	44.5	31.0	26.7	37.5	28.6
	政	—	30.0	—	—	—
戦時中の経験をくり返したくない	自	—	3.4	10.0	12.5	28.6
	政	—	10.0	20.0	—	—
経済上の理由（例：税金が上るなど）	自	11.1	6.9	6.7	25.0	—
	政	—	20.0	20.0	—	—
その他	自	—	—	6.7	—	14.3
	政	—	—	20.0	—	—
理由なし	自	44.5	58.7	50.0	25.0	28.6
	政	—	40.0	40.0	—	—
計	自	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	政	—	100.0	100.0	—	—

備考 その他には、「息子を兵隊にとられたくない」、「戦争映画を見て、等がある。

再軍備是非の質問に対し反対と答えたものを投票理由毎に100として彼等の夫々の反対理由の傾向を見ようとした。

かくて、彼等が我々の質問に對して答えた各投票理由の型は、彼等の非政策的行動様式を一般的に暗示するものとして考えることが許されるのではなからうか。

ここで我々は、再軍備の是非、及び憲法改正問題への賛否の理由づけを探ってみよう。A-11、12表から、(一)再軍備に賛成又は、反対と答え、しかも賛成、反対の夫々の理由づけをなしたものは、反対者よりも賛成者に多い。(二)類型的にみると、反対者の反対理由

五割前後の投票者は選挙戦の前半に於て特定候補者への投票意思を決定済みである。これらの投票者においても、根本的事柄は人物型及び地元型投票者と變らないようである。各政策問題に對して示された彼等の態度は、彼等の投票意思を決定し條件づけ、方向づける一要素ではあつても、主要契機はこれらの政策問題の外にあり、投票意思決定は必ずしも政策を媒介にしてなされてはいないということが以上のことから、ほほ云いうるであらう。

は具體的現實的性格をもっている。これらの「戦争防止、戦争反対」と答えたものの多くが、再軍備の問題を、再軍備即戦争、乃至戦争危機の擴大として考えており、戦争⇨再軍備に對する本能的不安と恐怖感から再軍備反対と答えているということは、かれらが、既成の象徴にはもはや吸収されえず、しかも他方新しい象徴にも統合されないものであり、従つてこれら反対者の考量規準は多元的にならざるを得ず、政治状況の進展の中で不斷の動搖の中に放置されたままであるという事情を物語るものである。③賛成者の賛成理由について特徴的なことは、「自衛」「國土防衛」「侵略防止」「講和條約で獨立國になつたのだから」、等の理由が大部分であり、かれらは、保守系政黨が日常的にマス・コミユを通じて操作するこれらの象徴を所與的に受容し、それを自己の政治的判斷乃至意見としているということである。特に改進黨にあつては、各投票理由類型に共通して再軍備肯定者の六割以上が同黨の自衛軍思想をもつてその理由としていることが、注目されなくてはならないであろう。先に指摘した改進黨の政治的諸宣傳の影響力の大いさは、この理由づけの視點から觀察しても看過しえない點である。

以上のことから、「再軍備」「自衛」の象徴は、保守黨の票形成の手段として一應は機能していると云わなければならない。特に、改進黨の政策型投票者は、^(註)正にこれらの象徴の政治的宣傳の成果の典型的實例ではある。だがしかし、この象徴の同化機能は、他の類型の投票者に對しては次第にその効果を減衰しているのであり、従つて、他の何等かの同化手段が票吸収作用を補充しているものと解しなければならぬ。否、却つて何等かの他の票吸収手段が再軍備反対者すらも吸収しえたのではなからうか。

(註) 全調査對象の學歴をみると、大學高専卒が七・六%、中卒三二・九%、小卒五八・三%である。政策型投票者の中で中卒の占める割合をみると、自由黨は四一・七%、改進黨は五三・八%で全調査對象の中で中卒の占める割合を上廻っている。

このことは、保守系政黨へのこれら政策型投票者の大部分が所謂中間層であることを暗示するものであり、保守系政黨支持

者の意識形態と社會的地位を考える上で注意を要することである。

我々はインタビュールによつて、候補者の演説回数、聴衆者數、立會演說會と個人演說會での關心の差異等についても調査したが、それによると、選挙民の演説への關心は極めて低く、聴衆者數も意外に少いということが各地域に共通した現象であつた。例えば傳統的に政争の地といわれている旭川市に於てさえ、候補者四名の立會演說會への出席者數の時間別統計を見ても、約八〇〇名收容可能な會場で最も多い時——午後八時前後——でも八二名に充たず女子は僅かに一六名という状況である。各地域の有力者達は「主義や政策も大事ですが、何といつても人物でず」と屢々我々に語つていた。又こうも告げている。「選挙民の人氣をかちうるためには、演說場所の吟味は重要な問題である。支持者や聴衆者の多い所で會場の盛況の様を誇示する事も人氣をあげるために大事なことだ」と。

「選挙キャムインプロパガンダ宣傳の主要な効果は、新しい意見を作りあげることよりも、潜在的に教化され形成されている意見や態度を強化することにある。」このようなことは、大衆宣傳は各地域の日常的傳統的な社會環境や生活風習、そこに支配し流動する感情や社會關係により形成された政治的性向や行動態様との密接な關係に於て、投票行爲に影響を與え、一定の効果ないし反應をもたらすものであり、宣傳をそのものとして獨立させて考えることができないことを示している。

では、再軍備「政策」もその一つである筈の宣傳一般は、如何にして、又何によつて右の効果的な反應を生むに至つたのであろうか。我々の問題は次にこの點に移らねばならない。

三 人物型投票者の投票行動

以上の問題を、人物型投票者の投票行動様式を手懸りに、選挙運動者の側から検討してみよう。

各地域の政治的有力者や選挙人の多数とのインタビュの結果では、候補者の“人物”の内容は、基本的には、“人格高潔”——婦人においては、“品行方正”に傾斜する——と“手腕力量”であると推定されたが、このことはA—13表（これまで人物型投票者として一括してきたものの細目を示す表）にも明かであろう。即ち、人物型投票者の、自由黨では七六・七％、改進黨では八一・五％が、投票理由の内容を“人物”“手腕力量”としている。極度に狹隘な生活領域の中にあつて、政治の知識を大衆媒体マス・メディアのみに依存する一般民衆が、候補者個人と、直接的に、しかも日常的に接觸する機會は殆んどないといつてよいであろう。にも拘らず、八割前後のこれからの人々が“人物がよい”“人格がすぐれている”等を投票理由としてあげているが、この判断内容は“誰を通じて”“いつ”“いかにして”與えられたものであろうか。

旭川市および室蘭市の保守黨候補者の選挙参謀格のもの二人が語つたところは、それらの地域の“有権者の約三割が浮動票であり”、“この三割の浮動票の動向が勝敗を決する”という點で一致していた。この浮動票に對しては“地域の名士とか信望家とかが、候補の名を記した旗をかかげてトラックに乗り、挨拶廻りをすればよい”。“あの人が應援している候補者だから投票しようということになるのです”。“何といつても、主義主張よりは、人物の信用です”。

大多數の投票者にとつては、諸政策の選擇よりも、候補人物の選擇の方がはるかに容易であろう。ではその人物の品定めはいかにしてなされるのだろうか。“候補者の経歴、手腕、実績を熱心に選挙民に訴えることが大事で、演説だけで票は集まらない”候補者の“人物”品定め第一次の資料は、選挙運動者——特に平生から町民に信望ある人——によつて、選挙民に提供されるわけである。

A-13表 人物型投票者の「人物」の内訳 (%)

内 容	政 黨	
	自由黨	改進黨
人物又は人格がすぐれていると答えたもの	65.0	51.9
手腕、力量等	11.7	29.6
知人とかよく知っている人など答えたもの	9.1	—
噂評判が良い等と答えたもの	—	14.8
そ の 他	14.3	3.7
計	100.0	100.0

しばしば選挙民が「あの候補者は、他の候補者よりも身近に感ずる」と語るのをきいたが、この候補者への漠然たる親近感が投票の意思決定を方向づけける地盤を形成するのであるということは、更に「農等に何の関係もない全く赤の他人に投票する氣持になれない」といつた類の言葉を屢々聴くことによつても裏打ちされる。大衆の關心を特定候補者に方向づけ、次いで同化の機能を促進するため、情緒的連帶感乃至依存感を投票者に抱かせる媒介の機能は、一轉回するや、媒介體の動き一つで投票關係が變化するという狀況を生む。妹背牛町の有権者の中の約五〇〇票が一有力者の動向だけで、二七年度選挙における無所屬候補者への投票から、二八年選挙では自由黨候補者へ轉じた例がある。

室蘭市の、保守黨候補者の第一級の支持者は「舊町内會役員の活用を考えている」といい、又「婦人團體の幹部と日頃から接觸しておく」と、その幹部が信頼されている人物であれば、その構成員の八割位は大丈夫我々の候補者に入れてくれる」という。有力者の口を通じて、有力者支配秩序として屢々指摘されるものが、候補者と選挙民の「親近感」の媒體であること一端が示されている。しかもこの媒體は常時活動することが必要とされる。即ち、「選挙の土壇場になつてからではだめで、平生から手を打つておき、労働組合の組織の幹部にも比すべき人材を發見し、運動員として養成することも選挙参謀の主要課題である」と。

投票者側についてみるとある妻は、その投票理由を「人物

A-14表 候補者の人物のよしあしを何で知りましたか。について（保守系） (%)

類 型		政 策	人 物	D. K	地 元	P. C
回 答	自	22.0	18.0	21.7	7.5	38.9
	改	—	15.8	15.8	—	—
ラ ジ オ	自	45.0	44.0	47.4	40.0	44.4
	改	—	47.4	63.1	—	—
新 聞	自	14.3	14.0	11.4	12.5	5.6
	改	—	15.8	—	—	—
演 説	自	9.9	11.0	4.1	20.0	—
	改	—	10.5	10.5	—	—
公 報	自	5.5	12.0	15.4	7.5	—
	改	—	10.5	10.5	—	—
人 の 話 噂、 評 判	自	1.1	—	—	5.0	—
	改	—	—	—	—	—
知 己	自	1.1	1.1	—	—	—
	改	—	—	—	—	—
経 歴	自	1.1	—	—	7.5	—
	改	—	—	—	—	—
そ の 他	自	1.1	—	—	—	—
	改	—	—	—	—	—
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		—	100.0	100.0	—	—

備考 この質問に対してラジオ・新聞を同時にあげるものが少なくなかつたが、便宜上ラジオ・新聞と答えたものは二つとして計算したためラジオ・新聞を合計した%は實數よりも大きくなつてゐる。それ故人の話、噂、評判で候補のよしあしを知つたと答えたものの割合は本表の數字よりもかなり大きく上廻るものといふことができる。

が良いから”と云つたが更にこれを追求すると、夫がその候補者の演説に共鳴し、人格も立派だといふのでその人に投票することにきめました”と云う。候補者への判断は他人の判断の受容に外ならぬことを示している。

もう一人の人物型投票者について見よう。”T候補は人格高潔として既に定評がある。中々のやり手でもある”と。どんな點ですぐれているかという追求に對しては、”自分はそうはつきりしてゐるわけでもない。その頃からそう、

いわれる様になつた”。現在國會で何をしているかの質問には「熱心に働いてるとたまにきく位だ」と。ある選挙人はこれら「人物型投票行動様式」の機制の一端を次の様に語つていた。「有力者が、あの候補はすぐれているからといつても直ちにそれに従つて投票する様なことはない。いい人物だという風にきまると自然に語り傳えられ自分もそう思い、選挙ではその人物に投票することになる」と。かかる投票者は、單に一二の例外ではなかつた。以上の事例は、A—13表に於て改進黨の人物型投票者の一四・八%が、候補者の「評判が良く、風評がいい」ので投票したと解答していることから裏書きされる。

即ち、選挙民の「人物」判断の内容は、「有力者」という媒體の「日常的活動」によつて作りあげられる「噂」の内容に外ならなかつたのである。投票すべき候補者についての決定を既に選挙戦の前半中にしてしまつており、しかもその殆んどが *Consisten Voter* であつた人物型投票者の大部分は、ここに成立するものではなからうか。

(その中の約半数は選挙公示と同時に「人物」の鑑定をすましていた。)投票者が候補者の「人物」について下す判断の内容も形式も共に、生活利益の政治的實現、そのルートとしての候補者の選定、従つて政策の選擇という本来的に政治的な考量規準によるものではなく、傳統的に民衆の精神構造を支配してきた非政治的な考量規準による情緒と心理——政治と日常生活との二元的分裂にもとづく——から生れるものようである。

かくして地域的支配層によつて義證され、コントロールされる候補者についての「風評、噂」という雰圍氣が、日常的に候補者——媒體——投票者の間を循環していることが「人物型」投票行動を生むための不可缺の條件となる。假令それが政治的利害關係の對立に基づくものであつても、有力者層によつて、新たな内容を持つ「候補者についての神話」が作られ、それが右の循環過程において、民衆の心理傾向に即して積極的に、しかも巧妙に反對操作され始めると、既成の投票支持關係は、情緒的連鎖的反應の擴がりを通じて次第に崩れ出すのである。

投票者の側から見ると、人物型投票者の候補者についての“人物判断”が、政策の問題とのコンテクストに於てなされない限り、政治的態度との分裂——政治的指導の缺如と政治的宣傳の影響により濃化されている——は不可避であるし、主體的判断であることも殆ど不可能といつてよいであろう。そこでは、傳統的評價、風評、噂、等が自己の判断に代位し、又社會的雰囲気、地域に於ける威信の所有者、傳統的社會關係に立つ自己以外の第三者に、自己の判断が委譲される。しかも、自己判断の委譲が既成の傳統的社會秩序の内部で、しかも地域の有力者層と自己との自然的同化の過程の中で行われるだけに、それは、虚偽意識を伴わず、恰も自己自身の判断であり、自己の主體的な認識であるかの如き錯覺を生むのである。之が投票理由の中に過半数を占めていた“人物”と“手腕力量”の實體ではないだろうか。

“人格者” “手腕家”等の候補者についての一定の“神話”の政治的宣傳の機能が投票者類型に従つて異なり、又保守黨に投票した固定票と浮動票によつても效果に差のあることは勿論であるが、便宜上人物型投票者に行論を限定した。

かくて、“噂” “候補者人物”についての選挙民の判断内容“の媒体としての有力者層の地位は、人物型投票者の投票が“人物”に對してなされてある限り安泰である。しかもその媒体の機能は、本来政策の滲透とその相互競争を目標としてなされるべき筈の政黨のリーダーシップに代位する。選挙民の自發性と政黨の指導は、“噂”の機能によつて疎外され保守政黨の票形成はこの循環の中に、確固不動のものとして存続しつづけるであろう。

附記 人物型投票が行動様式として日常化、固定化され、正統なる行動態様として觀念されるとき、ここに地元型行動様式が發生しやすく、それが一度成立することになれば、“地元”が同化の手段となる。この場合、地元候補者——有力者層——選挙人の系列が、有力者層を核として單一の權力構成體が成立する地域——留萌市、小平村——では地元型投票者の比率が高く、それが成立しない地域——旭川市、小樽市、室蘭市、札幌市——では地元候補があつても留萌市の如き現象を呈しな

い。即ち後者の地域では政治勢力が多元的であり、権力関係が表面化するため、同化を争う手段が複數化し、従つて投票理由が多元的に分化され、多角的票形成態様が服従者、同調者の獲得を競うことになるのである。紙數の制限と、第三章で地元投票行動様式が獨立して論ぜられることから、本稿では地元型投票者の行動様式の検討を割愛したのでお断りしておきたい。

四 Personal Connection (P・C) 型投票と投票の依頼

P・C型投票者は全調査對象の四・二％であるが(A—1表)、この中の三・二％(二〇〇分比で七六％)は保守黨への投票者である。保守黨への投票者のみについて考えると、それは自由黨では五・九％、改進黨では四・六％である。

自由黨へのP・C型投票者の投票理由についてみると、「親がすすめたので」「顧客だから」「御世話になつてゐる」「恩師だ」「縁故関係にある人」などが主な回答である。相手方との関係の性格にもとづき分類すると、肉親關係が四一・二％、縁故及び義理關係が二三・六％、友人が一七・七％、恩師が五・九％、經濟上の關係が一・八％となる。投票の依頼は直接に投票理由との關係はなく、依頼の有無に拘らず投票理由を内容的に自己決定することが可能だが、P・C型投票行動では、一定の人間關係にあること自體が投票決定の動因であり、決定的な投票理由である。人間關係の性格の夫々——血縁・地縁・傳統的身分關係・知人關係等——により投票決定に對する影響力に差のあることは當然だが、そのことはここでは之以上ふれないとしても、とにかくそれらに基づく投票行爲が數の上だけでも五％前後存在することは注目ししよう。「選挙運動を効果あらしめる上での重要なコミュニケーションは個人的接觸であつた。婦人の過半數と、非常な數にのぼる政治的關心の少い男子とは、所屬の社會集團の特定人物に動かされて誰に投票しようかを決めた。」

A-15表 投票行動類型による分類——地域別——(保守系) (%)

地域 理由	札幌市	小樽市	旭川市	留萌市	小平村	妹背牛町	夕張市	室蘭市
政 策	31.3	19.3	28.2	10.6	5.4	21.7	35.8	26.1
人 物	40.6	24.6	32.8	17.0	27.0	26.1	42.8	39.1
D. K	21.9	43.8	23.4	29.8	29.8	47.8	14.3	17.4
地 元	—	3.5	12.5	34.1	27.0	—	—	13.1
P. C	6.2	8.8	3.1	8.5	10.8	4.4	7.1	4.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

備考 各調査地域における保守系政黨への投票者を投票理由毎に分類し比較の便に供せんとして作製したものである。A-16表は自由黨、改進黨別に計算したものである。

A-16表 投票行動類型による分類——地域別——(自、改別) (%)

地域 理由		札幌市	小樽市	旭川市	留萌市	小平村	妹背牛町	夕張市	室蘭市
政 策	自	31.2	16.7	32.1	11.4	7.1	22.7	30.8	22.7
	改	31.2	23.8	9.1	—	—	—	—	—
人 物	自	39.6	25.0	26.4	15.9	14.3	27.3	46.2	40.9
	改	43.8	23.8	63.6	33.3	66.7	—	—	—
D・K	自	25.0	47.2	24.5	29.6	28.6	45.5	15.4	18.2
	改	12.5	38.1	18.2	33.3	33.3	—	—	—
地 元	自	—	—	15.1	36.3	35.7	—	—	13.6
	改	—	9.5	—	—	—	—	—	—
P・C	自	4.2	11.1	1.9	6.8	14.3	4.5	7.6	4.6
	改	12.5	4.8	9.1	33.3	—	—	—	—
計	自	100.0	100.0	100.00	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	改	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—

そしてこの數字は、以下に指摘する投票依頼の數字と共に考量するならば、依頼による投票が保守黨の票形成において占める比重の大きさを物語つて餘あるものだと言えないだろうか。

そこで依頼状況を検討しよう。“あなたは、この人に投票してほしいと、誰かから頼まれましたか”の質問の回答を整理したのがA—17表である。どの調査地でも一割以上三割の投票者が依頼があつたと答えている。ところてA—15表、A—16表により、各地域毎に投票理由の類型を比較すると、

- (イ) 投票理由の中、“人物”が四割前後占めている地域は、札幌市、夕張市、室蘭市、旭川市。
- (ロ) “D・K”が四割以上いる地域は、小樽市、妹背牛町。
- (ハ) “地元”が三割前後を占めている地域は、小平村、留萌市。

という特徴的性格を共通に有する三つの類型に分かれる。この三つとの関連で依頼状況を検討するところである。

即ち(一)A—15表をみると、札幌、旭川、夕張、室蘭市に共通した特徴と思われるものは、他の地域に比して政策型及び人物型投票者が多く、従つてD・K型投票者が少いということである。札幌・旭川兩市は北海道における代表的近代都市であり、夕張・室蘭兩市は鑛工業都市である。A—17表によれば、札幌市では約三割の保守黨への投票者が依頼を受け、その中の一二・五%が依頼通り投票したと答えている。夕張市では一五・四%が依頼を受け全部依頼通り投票している。同じく室蘭市では一割が依頼を受け四、五%が投票している。室蘭市その他の投票理由を見ると、地元型が二三・一%を占めている。旭川市に於ても依頼による投票者は少く五・五%だが、地元型が一二・五%ある。依頼による投票行動様式が札幌市、夕張市に比して低い旭川市、室蘭市では、地元型投票行動様式によつて保守黨の票吸収が補完されている。

(%)

小平村	夕張市	室蘭市	妹背牛町
—	—	4.5 (4.5)	4.5 (4.5)
—	—	—	—
—	—	4.5 (4.5)	—
—	—	—	—
3.6	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	15.4 (7.7)	—	9.1
—	—	—	—
—	—	—	4.5
—	—	—	—
—	—	—	4.5
11.0(11.0)	—	—	—
92.8(42.9)	84.6(46.2)	91.0(50.0)	77.3(31.8)
77.9(22.2)	—	—	—
3.6	—	—	—
11.0(11.0)	—	—	—
100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	—	—	—
—	15.4 (7.7)	4.5 (4.5)	22.7 (4.5)
—	—	—	—

備考① 最下段の「依頼通り投票したもの」とは投票の依頼を受けたものの中、依頼通り投票したものの%である。例えば札幌市の自由黨投票者では、「記入なし」の二・一%が依頼のないものとすれば七二・九%が依頼なしと答えたものであり、二七・一%が依頼を受けたと答えたものであるが、その二七・一%の中の二・一五%、即ち依頼をうけたものの約半数が依頼通り投票している。

② 職域上のボスとは、勤務所首長、組合役員、會社重役等 Functional, Professional な團體の上級者である。選挙運動員、選挙事務長と答えたものもここに含めた。知人、友人、と答えた場合に彼等が一時的に選挙運動員として活動したと思われる例は少くない。社會的ボスには、町内會理事、役員などがある。

③ 括弧内の數字は女性

A-17表 個人投票依頼の地域別分類表

地名域		札幌市	小樽市	旭川市	留萌市
依頼者別					
	肉親(上)	4.2 (4.2)	—	1.8 (1.8)	2.3 (2.3)
	改	—	4.8 (4.8)	—	—
" "(下)	自	—	—	—	—
	改	—	—	—	—
職域関係 のボス	自	4.2	2.8	1.8 (1.5)	2.3
	改	—	9.5 (4.8)	—	—
社会関係上 のボス	自	—	2.8	1.8 (1.8)	—
	改	6.3	—	—	—
知人、友人	自	18.7(12.5)	16.7(13.9)	6.3	—
	改	18.8 (6.3)	9.5 (4.8)	—	—
寄合・談合	自	—	2.8 (2.8)	—	—
	改	—	—	—	—
不明	自	—	2.8	1.8 (1.8)	9.3
	改	—	—	—	—
依頼なし	自	70.8 (4.8)	72.3(50.2)	85.5(45.5)	83.7(44.2)
	改	68.8(31.2)	76.2(38.1)	—	—
記入なし	自	2.1	—	3.6 (3.6)	2.3
	改	6.3	—	—	—
計	自	100.0	100.0	100.0	100.0
	改	100.0	100.0	—	—
依頼通り 投票したもの	自	12.5 (6.2)	22.2(13.9)	5.5 (3.6)	2.3 (2.3)
	改	12.5 (6.3)	23.8(14.3)	—	—

(二) 小樽市及び妹背牛町の「D・K」投票者の割合は他の地域に比し極めて高く、夫々四三・八%、四七・八%である。依頼を受けたものは二七・八%、二二・七%であるが、依頼通り投票したものは小樽市で二二・二%、妹背牛町では全員である。他の地域に比し「D・K投票者」の多い小樽市、妹背牛町は、同時に「依頼による投票行動様式」の多い地域でもある。

(三) 留萌市、小平村を見ると、依頼されたものは一六・三%、七・二%で「依頼による投票」は留萌市全體の二・三%にすぎない。だがA—15表では、地元型投票者が他の地域を歴して、三四・一%、二七%の高率を占めている。政策型投票者は逆に他の地域に比して最低率で一割前後にすぎない。小平村は留萌市の隣村で、村役場理事者の言葉を借りると「當村の全村會議員は一致して地元候補の熱心な支持者」であり、又留萌市では、最も有力な後援者の言葉によると「舉市一致」——實は留萌市有力者層の一致——で同市出身のTを衆議院議員選挙に立候補させている。「留萌市開發のため」「地元の候補者Tを國會へ」「地元」「地元利益」等の「地元」の象徴の操作と、有力者、選挙民の傳統的秩序觀に基づく行動様式の統合によつて、七割強の票がT候補に投じられる。A—16表を見ると、留萌市、小平村に於ける自由黨への全投票者中四三・一%及び五〇%は地元型投票者とP・C型投票者により占められている。——地元型投票者の行動様式については第三章を参照されたい。——

依頼狀況の調査は、本来それが何等かの警戒心を被調査者に呼びおこし、選挙に際しての依頼の實際の數に見合う數字を得る事が難しい調査の項目の一つであるが、調査表の集計にのみ頼つて分析しても、このように、依頼されたものが各地に一割から三割もあり、同時に「依頼による投票」が少からず検出出来たということは、保守黨の票形成の態様を知る上に注目し値する數字であらう。

以上、保守系政黨への投票者の Voting Behavior を概觀したのであるが、最初にのべた五つの投票理由の類

型は、以上の行論からしてほほ次のように要約されるように思われる。(一)全保守系政黨への投票者の約二割の人は、政策型投票行動様式に従つて投票すること、従つて残りの八割方の投票者は、(二)他人のすすめ、依頼、乃至直接間接の候補者との Personal Connection による投票行動様式によつて投票するか、(三)人物中心主義的行動様式で投票するからである。

(一)の行動様式に基づく投票者は一般的に、社會的拘束力の影響なしで、黨乃至黨の政策を支持し、政治的態度と投票理由間の分裂なしに投票意思を決定している點に於て、代議制民主政治が本來的に豫定している權力的自己決定としての政治行動様式に最も接近した仕方での投票者である。これに對し(二)の行動様式の特徴は、政策の支持による政黨への投票ではなく候補者個人への投票であるということであり、政治的爭點に對する政治的態度と、投票理由の間には混亂と分裂が著しい。分裂の現象形態は單一ではないが、これを埋め合わせ、或はかかる現象を發生させているものが、投票者側の傳統的生活行動様式と地域における有力者層の政治的機能とである。投票者の主體的決定と見える候補者についての判斷も、その諸イッシュューに對する反應も、それが政策の問題及び投票意思決定に主體的に媒介されない限り、その投票行動は、根本的には、媒介者の機能に依據して生み出されなければならない。しかも地域有力者層の威信と權力と傳統とによる投票者の統合は、日常的な地盤培養過程に於てすでに成立させられているのである。かくして、傳統的行動様式の本質的維持者である有力者層の政治機能を唯一の媒介として投票がなされる限り、政治への民衆の不満も政治の世界での解決を志向する方向をとり得ず、それは不平不滿の喧嘩か、傳統型行動様式への一層の依存の深化となり、従つて政治からの退行が餘儀なくされる。だが政治への不平不滿の發生する經濟的社會的條件の存在する限り、有力者層の支配しうる人物中心の固定票そのものも次第に動搖することをさげえない。ここに日常的地盤培養と、傳統的行動様式との上でのストテラジーが生まれうる。その一

つの条件が大衆宣傳の利用であり今一つが社會的拘束の直接的活用であろう。ここに依頼による投票行動様式が登場する。即ち(二)個人依頼の交錯と、傳統的人間關係への働きが選挙を目指して活潑化していることの現れが前述の依頼状況及びP・C型の數字であろう。

かくして傳統的行動様式への壓倒的依存と大衆宣傳——象徴的操作——による保守系政黨の票形成が選挙を「お祭りの行事化」し、「既成權力の頭數だけの再確認」に終らしめている。自發的同意と自由な選擇に基づく近代的行動様式による權力形成としての選挙への道は未だ遠いと云わなければならない。(十龜)

第二章 革新系政黨への投票者の Voting Behavior

B 1表

政黨 組織	保守系	革新系	計
勞 働 組	8.36	18.9	27.16
農 協	2.93	1.7	4.62
職能・宗教	3.78	1.7	5.48
非 加 入	2.23	1.9	4.13
未 組 織	40.0	19.6	59.6
計	57.3	43.7	100

革新諸政黨の票は、一般に組織の票だといわれるが、B—1表もこのことを裏書きしているようである。即ち革新政黨の票は、保守政黨のそれに比して、未組織票のしめる比率が極めて低く、しかも又、未組織の選挙民のみについて考えても革新政黨への投票者は保守政黨への投票者を遙かに下廻っている。即ち、未組織票を主力とする保守政黨に對し、革新政黨は組織票をもつて對抗しているといえる。保守派と革新派のこの票田の上の差は、更に兩派への投票者の投票理由上の差となつて現われている。B—2表は投票者がいかなる動機ないしは根據によつて特定候補に投票したか——即ち投票理由によつて分類したものであるが、それによると、

B-2表

投票理由	投票政黨	保	守	革	新	計
政 策		13.55		25.45		39.0
人 物		12.4		2.33		14.6
團體推薦		—		2.2		2.2
P. C		3.5		1.1		4.2
地 元		7.08		1.51		8.6
そ の 他		2.9		0.51		3.4
D. K		17.8		10.1		28.0
計		57.2		43.7		100

指導は、リーダーシップは、應はその機能を發揮しているということが言われうる。しかも前述のように革新政黨の票は組織票を主力としていた(B-1表)。更に組織労働者全員の六九・二%が革新政黨に投票していると云う事實からは(B-1表参照)組織の固さ、即ち組織労働者に対する組合指導が充分に機能しているのではないかという推測が可能であるかのようである。

ところでこの推測、即ち政黨及組合のリーダーシップの充分な機能と、これに見あう筈の投票者の自覺的、主體的な投票行動、という推測は果して事實に符合するものであろうか。

一 投票理由に現われた投票行動の類型

- 従つてこの現象を政黨の指導の問題としてみれば、革新政黨の
- ① 革新系政黨では、政策型投票者が極めて多く、投票理由が「わからない」儘に投票した者(D・K型投票者)が之に次ぎ、人物型及團體推薦型投票者以下は極めて少い。
 - ② 保守政黨への投票者では、D・K型が最も多く、政策型及人物型が之に次ぎ、しかも地元型も注目すべき多数である。
- しかし革新系と保守系とを比較して云える特異的な點は
- ① 革新系では政策型が多く、保守系ではD・K型が一番多い、ということ
 - ② 人物型および地元型では、保守系に投票するものが壓倒的に多いということ、である。

B-3表

黨	保	守	革	新
理由				
政 策	23.9			59.0
人 物	21.8			5.95
P. C	5.7			2.76
團體推薦				4.75
地 元	12.5			3.16
そ の 他	5.1			0.79
D. K	31.0			23.8
計	100			100

革新政黨への投票者についてその投票理由の主要なもの、即ち「政策」「人物」「Personal Connection」「團體推薦」「地元」のそれぞれを理由とするもの、及び「D・K」グループを一應類型として型をみると(B-3表)、政策型投票者及び團體推薦型投票者

は、「政黨」を候補者選擇の基準とするものが多く、人物型投票者及び地元型投票者は、「人」を候補者選擇についての第一の基準とするものが多い(B-4表参照)。このような候補者選擇の基準(投票基準)における「黨」と「人」との差異が、特定候補に投票する場合の理由(投票理由)の中に反映する事情は、二七年度の衆院選舉と二八年度のそれとの間の票の移動關係が、同じく右の投票理由の差異の上に反映している事情とも照應している。即ち、B-5表によれば、政策型投票者は支持政黨の一貫しているものが殆どであり、團體推薦型投票者も亦ほぼ同じ態様を示しているが、保守政黨から革新政黨への移動票が顯著な割合を占めているのは人物型投票者及び地元型投票者においてである。更に、選舉民が特定候補に投票すべく決意した時期を投票理由毎に分類したB-6表による

B-4表 投票類型毎の投票基準 (革新系投票者について)

投票理由	政 黨	人 物	團體推薦	P. C	地 元	そ の 他	D. K	計
人 黨	7.9	3.56	0.79	0.39	1.98	—	3.95	18.6
兩 方	38.4	0.79	2.76	0.79	0.79	0.39	8.3	52.14
不 明	12.3	1.19	0.79	1.19	0.39	0.39	10.3	26.5
計	0.39	0.39	0.39	0.39	—	—	1.19	2.76
計	59.0	5.95	4.75	2.76	3.16	0.79	23.8	100.

北海道民のポーティング・ビヘービアの諸類型

B-5表 革新系投票者の投票移動情況

投票理由	政策	人物	國體 推薦	P.C	地元	その他	D.K	計
投票移動								
Cconsistent Voter	43.1	3.16	2.76	1.98	1.58	—	10.67	63.2
今回の革新系投票者で前回保守系投票者	6.32	1.19	0.39	0.39	1.19	0.79	3.95	14.22
革新系内で投票政黨を變えたもの	2.38	0.39	0.79	—	0.39	—	1.58	5.53
前回は何黨に投票したか忘れた	1.98	0.39	0.39	—	—	—	3.95	6.72
前回無投票権者	2.38	0.39	—	—	—	—	0.79	3.56
前回棄権者	2.76	0.39	0.39	0.39	—	—	2.76	6.72
計	59.0	5.95	4.75	2.76	3.16	0.79	23.8	100

備考 前回は革新系へ投票したもので、今回保守系へ Shift したものは、全調査対象中6できわめて少いので、之は除外した。

B-6表 革新系投票者の投票決意時期

投票理由	政策	人物	國體 推薦	P.C	地元	その他	D.K	計
決意時期								
立候補と同時	34.8	1.98	2.76	1.19	0.79	0.39	6.72	48.6
10日以前	9.09	2.38	1.19	0.39	0.39	—	1.58	15.05
10日以内	9.48	0.79	0.79	0.79	1.58	0.39	6.32	20.15
當日	0.39	0.39	—	—	—	—	2.76	3.56
忘れた	3.95	0.39	—	—	—	—	6.32	10.67
記入もれ	1.19	—	—	0.39	0.39	—	—	1.98
計	59.0	5.95	4.75	2.76	3.16	0.79	23.8	100

と、政策型及び團體推薦型は、大半が立候補と同時に投票すべき候補を決定しており、比較的強い固定性をもっているが、人物型及び地元型では選挙戦の中ば頃に投票候補を決定したものがその半数以上を占めてをり、かなりの浮動性を示している。

以上を要するに、政策型及團體推薦型投票者は、その選擇した政黨への忠誠度が高く、人物型及地元型投票者は右の忠誠度が低く、浮動性を多く持つている。この浮動性について言えばD・K型投票者においては更にその傾向が強いと言わなければならない。何となれば、D・K型では、先ず投票決意時期について見ると(B—6表)、三四%弱が選挙戦の中頃に、十一%が當日において投票者を決定しており、何時頃決意したか忘れてしまったものが二六%強にも及んでいる。更にD・K型はB—5表の示すように他の型の投票者に比べて最も少い、Consistent Voterしか持つて居らず、しかもD・K型に屬するものの中一七%弱は、前回の選挙で自己が投票した候補者の所屬政黨名すらも提示し得なかつたものである。しかもD・K型投票者は第三章に明にされるように、本來、投票行動について主體性を持たず、その時々^々の外的影響によつて、外見的には政策型にも又人物型にも地元型にも類するような投票行動を呈する傾向をもつものである。とすれば、D・K型について政黨への忠誠度を問題にすること自體が既^に的の外れであるとすら云える。

ところで、革新系政黨への投票者は、B—3表にあつたように、その六五%が政策型及團體推薦型であり、人物型及地元型は九%に止まり、殘餘二二・八%はD・K型によつて占められていた。保守系政黨が、政策型において二四%弱(團體推薦なし)、人物及地元型において三四%強、D・K型に三一%を持つてゐるのに比すれば、革新系政黨はより安定した票田をもつてゐるかの如くである。

ところでB—7表を見よう。この表は、投票者がその投票については何等かの個人から投票依頼を受けたか否か、

B-7表 個人による投票依頼の情況（但し革新系投票者について）

投票理由	政 策	人 物	團體推薦	P. C	地 元	その他	D. K	計
依頼あり	11.08	0.79	0.39	0.79	—	—	2.76	15.8
依頼なし	47.8	5.14	4.35	1.98	3.16	0.79	20.95	84.2
計	59.0	5.95	4.75	2.76	3.16	0.79	23.8	100
依頼の通りに投票した	5.14	0.79	0.39	0.39	—	—	0.79	7.51

又その依頼の通りに投票したかどうかを分析した表である。この表の示すところによると、個人依頼を受けてしかも投票した者を一番多く持つている型は人物型である。（しかも依頼されたものが全部依頼通りに投票していることにも注目されたい）。之は常識の通りであろう。

（註） P・C型とこで言つたものを内容的に示すと、彼等の投票理由は「知人であるから」「縁故関係者だから」「勤め先の関係から」「同郷の人だから」等である。

だがしかし、我々がより注目しなければならぬことは、政策型及團體推薦型投票者の中にも、全投票者の一一％強にも及ぶ割合を示して、個人依頼を受けたものがあり、しかもその半数は依頼の通りに投票しているものがあるという事實である。政策型及團體推薦型投票者のみに限つてこの個人依頼を受けたものを見ると、それは兩型投票者の一九％弱にも及び、しかもその約半数は依頼通りに投票しているのである。とすれば、表面的に政策型としてみて来た投票者は、必ずしも、政黨の政策を支持し政策によつて投票を決定した投票者ではなかつたということにならなければならないし、そして又このことは、革新系政黨にとつてその主要なる票田であつたかに見える政策型投票者について、その投票行動の更に進んだ分析をも要求するものであらう。

B-8表 Campaign Issue についての回答—

但し革新系投票者のみについて

投票理由 回答	政策型	團體推 薦型	人物型	P・C型	地元型	D・K型	その他	計(%)
再軍備問題	39.1	2.38	3.16	0.79	0.79	3.58	0.79	50.6
D・K	14.2	2.37	2.76	1.97	2.37	20.2	—	43.9
その他	5.69	—	—	—	—	—	—	5.5
計	59.0	4.75	5.92	2.76	3.16	23.8	0.79	100

しかし我々は、革新系への投票者の中、特に右の政策型投票者の投票行動について検討するのに先立って、革新系政黨への投票者が、一般的に、「政策」について如何なるリアクションを示しているかをしらべてみよう。

二 投票行動の類型と「政策」

常識に従えば、選挙において争われるのは政策である。そこでこの政策に對して、革新政黨への投票者が、如何にアプローチし、又如何にリアクトしているかを検討してみよう。

我々は、アンケートで「今度の選挙は何がその争点となつているか」という意味の質問をした。この質問への回答の大部分をしめたものは、「再軍備の是非である」と答えたもの、及び「わからない」であつた。政黨が政治政策についての國民の裁決に外ならないという最も根本的な認識を検討するものとしてのこの回答の結果を各投票類型について分類したのが、B-8表である。これによると、D・K型はこの根本認識にかけること甚だしい。之は、むしろあやしむに足りないであろうが、地元型投票者の中にその七五%、P・C型の中にその七一%強にも及ぶ「わからない」があるということは注目ししよう。政策型投票者において、D・Kが最も少いということは、一應は、うなずきうることはある。しかしわれわれは、果して政策を理由として投票したと稱する人々にそれ程信頼しう

B-9表 再軍備是非に対する革新系投票者の回答

投票理由型 回答	政策型	團體推薦型	人物型	P. C型	地元型	D. K型	その他	計(%)
賛成	3.58	—	1.18	—	0.4	1.96	0.4	7.5
やむをえない 何とも云えぬ	8.7	1.58	0.4	1.18	0.4	3.98	—	16.2
反対	2.38	—	—	0.4	0.4	—	—	3.16
D. K	43.8	3.16	4.36	1.18	1.96	14.6	0.4	69.6
D. K	0.4	—	—	—	—	3.16	—	3.58
計	59.0	4.75	5.95	2.76	3.16	23.8	0.79	100

B-10表 「憲法改正の是非」に対する革新系投票者の回答

投票理由型 回答	政策型	團體推薦型	人物型	P. C型	地元型	D. K型	その他	計(%)
改正可	11.8	0.79	1.98	0.4	0.4	2.76	—	18.2
改正不可	35.9	2.76	1.98	0.79	0.79	4.36	—	46.6
D. K	11.2	1.18	1.98	1.58	1.98	16.6	0.79	35.2
計	59.0	4.75	5.95	2.76	3.16	23.8	0.79	100

るだろうか。

政策についての認識ないしはそれへの反應の態様を見るために、「再軍備の是非」及び「憲法改正の要否」についての回答を、革新系政黨への投票者について集計したのが、夫々B-9表およびB-10表である。これらの問題について、「わからない」と答えたものを検討すると、各投票類型を通じて、憲法改正是非についてのD・Kが、再軍備是非についてのそれよりも、きわ立つて多い。このことは、一方において、憲法問題が抽象的な問題であり投票者の理解に遠い問題であるということを示すものであると共に、他方において、再軍備問題が最大のイシューとして國民の注意をひいたものであること、そしてそれが投票者にとって身近かな乃至は理解しやすい問題であり、投票者自身が何等かの回答を

用意していたことを示すものでもあろう。ところで、再軍備については之を「是」とする回答および「やむをえない」とする回答、憲法については「改正の必要あり」とする回答——このような判断は、本来革新政黨の政策に矛盾するものであり、従つて革新系への投票者の中にこの回答が見られることはおかしい筈のものであるが——これらに、各投票者類型群の中にいかに分布しているかを調べてみると、次のようになる。この選挙戦で革新系政黨は、再軍備反對を最大のスローガンとし、又之に關聯して憲法改正反對を唱えて戦つたのであつた。にも拘らず、彼等への投票者の中、二三・七％が再軍備に賛成するか又は「やむをえず」とし(B—9表)、又一八％が憲法改正を是と考えるもの(B—10表)であつた。このことは検討を要することである。身近な問題、理解し易い問題であつた筈の再軍備問題について二三％をこえるもの——しかも革新系に投票した者の二三％である——を説得出来なかつたということ、しかも逆に抽象的で一般の理解に遠い筈の憲法については、却つて前者の場合よりも説得力を發揮した、というように見えるこの事實はいかに理解したらよいのであろうか。この現象を各投票類型の夫々についてしらべると(B—10表参照)、この傾向は、P・C型に一番強く、地元型及團體推薦型が之についている。政策型はこの傾向の除外例であるが、しかも更に不思議なことは、人物型投票者が、この憲法改正賛成者が再軍備賛成者よりも多い比率をもつているという政策型と同じ傾向を持つて居り、しかもそれが政策型よりも非常に顯著であるという事實である。

そこで、我々は、この投票行動類型の夫々がいかなる性格をもつものであるか——これを解明することが右の疑問解決の手懸りを與えるかもしれない——を分析するために、これらの各投票行動類型のそれぞれについて、「候補者を選択するについて」「人」を基準とするか「黨」を基準とするか(以下、投票基準という)(B—4表)、「二十七年選挙と二十八年選挙とで投票政黨を變えたか否か」(B—5表)、「特定候補に投票することをきめた時期は何

時か」(B—6表)、「投票について何等かの個人から依頼をうけたか否か」(B—7表)、を総合的に観察してみる。(但しこの際、投票依頼の有無の質問に對しては大多數のものが回答を躊躇した事實、そして調査の結果依頼のあつたことが殆んど明白であることが判つたものでも、インタビュにおいては、依頼をうけたことなしと、答えたものが屢々あつた事實を指摘しておく)。

人物型投票類型について目につくことは、投票基準については六〇%が、「人」と答え、一四%弱が投票依頼をうけたことを明に肯定し、しかもその依頼通りに投票しているし、前回は革新系に今回は保守黨に投票したものの五割を出しているのもこの類型の投票者群からである。これらは、「人物ないし人格」の故にという理由で投票したと稱する投票者達が、多分に外からの影響に左右されて投票するという傾向をもつのではないかという推測を生む。P・C型についてみると、約半数が選挙公示と同時に、三割弱が投票の直前に投票候補者を決定し、投票基準については五〇%が兩方と答え、三割弱は投票依頼をうけその半数は依頼に應じており、この類型に屬するもの自主的選択も相當弱く、場合によつては、人物型よりも外壓に影響され易い性格をより多くもつのではないかと、という推測が成立しよう。團體推薦型は、個人よりの投票依頼を受けたものは少数ではあつたが、しかし依頼されたものは全部がその指示通り投票しているし、むしろ當然のことではあるが、團體の示す統一候補の指示については九二%弱が之を受け入れてその通りに投票しているのみでなく(B—11表)、投票決意の時期もその六〇%は選挙公示と同時に、しかも投票移動率も四〇%をこえている、という點で特徴があり、少くとも彼等の投票行動への外壓が相當以上強く作用していることがわかる。地元型についてみると、投票基準は六二%が人であり、約半数が選挙戦の最も激しい時期に投票すべき候補者を決定しているが——否、むしろその故に(その所以については第三章参照)——保守革新間の投票移動では最高の比率をもつていたのであつて、右の諸類型と同様の性格をもつものであると

B-11表 團體支持候補の有無——革新系

投票類型 支持候補	投票類型								平均
	政策型	人物型	團推型	P. C型	地元型	その他	D. K型		
あ り	34.2	26.6	91.7	28.6	37.5	50.0	13.3	31.6	
な し	65.8	73.4	8.3	71.4	62.5	50.0	86.7	68.4	
計	100	100	100	100	100	100	100	100	
支持候補に 投票した	29.5	26.6	91.7	28.6	37.5	—	8.3	27.3	

B-12表 憲法改正賛成者の賛成理由——革新系各類型 (％)

理 由	投票類型							計
	政策型	人物型	團推型	P. C型	地元型	その他	D. K型	
自衛のため再軍備のため	34	2	2	—	—	—	—	38
情勢が變つた	2	6	—	—	—	—	—	8
自由のはき違ひ是正、家族制度の維持	4	—	2	—	—	—	—	6
犯罪取締り強化のため、國際情勢のため	4	—	—	—	—	—	2	6
戦争法案以外は變える	2	—	—	—	—	—	—	2
労働者のためなら	2	—	—	—	—	—	—	2
D. K	14	6	—	2	2	—	14	38
計	62	14	4	2	2	—	16	100

B-13表 憲法改正反対理由——革新各類型

類 型	政策型	人物型	國推型	P. C型	地元型	その他	D. K型	計
再軍備反対だから	15.0	2.5	1.66	—	—	—	0.83	20.0
現在の憲法が理想的だから	11.5	—	3.33	0.83	0.83	—	—	16.6
平和憲法だから	4.15	—	—	—	—	—	—	4.15
改悪する必要なし	2.5	—	—	—	—	—	—	2.5
そ の 他	7.45	0.93	—	—	—	—	—	8.35
D. K	35.0	0.83	0.83	0.83	1.66	—	9.16	48.3
計	75.6	4.16	5.82	1.66	2.5	—	10.0	100

いえよう。

そこで、各類型がこれら夫々の性格をもつものであるという前提に一應立つて、憲法問題、再軍備問題について、我々がぶち當つた不可解な現象を解こうとするわけであるが、その前に、革新系への投票者の全體がこの二問題に如何に反應しているかを調べてみることにする。

夫々の問題について、その「賛成」「反対」の理由をきいた結果が、B-12、B-13、B-14、B-15表である。

革新系政黨に票を投じた再軍備賛成者が、その理由とするところを見ると(B-14表)「自衛の爲」が五五%で壓倒的であり、「治安維持のため」がぐつと落ちて六・六五%で之についており、保守系政黨の宣傳に同調したものが六割以上になるのであるが、その他の殆んど全部は理由を回答しえなかつたD・Kの二三%強によつてしめられている。ところが、再軍備反対者を之に比較してみて特徴のある點は(B-15表)、革新系政黨が一致して操作し宣傳した「戦争反対」をそのままの理由とするものが、なるほど四五%弱あるが、しかし、個々の「戦

B-14表 再軍備賛成者の賛成理由——革新各類型 (%)

類 型	政策型	團推型	人物型	P. C型	地元型	その他	D. K型	計
理由								
自衛のため、侵略防止のため	31.6	3.33	1.66	3.33	1.66	1.66	11.66	55.0
獨立國だから	1.66	—	1.66	—	—	—	—	3.33
治安維持のため	3.33	1.66	1.66	—	—	—	—	5.65
國際情勢の上から	—	—	—	1.66	—	—	—	1.66
外交上強氣になれるから、人口問題解決のため	5.00	—	—	—	—	—	—	5.00
その他	3.33	—	—	—	—	—	1.66	5.00
D. K	6.66	1.66	1.66	—	1.66	—	11.66	23.33
計	51.61	6.66	6.66	5.00	3.33	1.66	25.00	100

B-15表 再軍備反対者の反対理由 (%)

類 型	政策型	團推型	人物型	P. C型	地元型	その他	D. K型	計
理由								
戦争反対	30.7	1.14	1.7	—	1.7	—	9.66	44.9
戦時中の経験から	7.97	1.14	0.57	—	—	—	2.27	11.95
夫、息子を失うことになる。生活不安になる。	11.4	0.57	1.14	1.14	0.57	—	1.7	16.52
その他	3.88	0.57	—	—	—	0.57	1.14	6.16
D. K	9.1	2.84	1.14	0.57	0.57	—	6.25	20.47
計	63.08	6.26	4.55	1.71	2.84	0.57	21.02	100

「争中の體驗」とか「肉身を死なせたくないから」、「今以上税金が高くなると食えなくなるから」等々の、主體的な經驗及びその經驗に基く見透しからの、或いは日常生活上の利益に出發する理由からの反對が三五%をしめてゐる。しかしここでもD・Kが二〇%強もあることは忘れないでおこう。次に憲法改正反對についてみると(B—13表)、ここでも、憲法改正に反對しながらしかもその理由を云いえなかつたものが四八%をこえて我々の注目を強要しているのであるが、提示された反對理由の中では「再軍備反對の故」が二〇%、「現在の憲法が理想的だから」ないしは「現在の憲法は平和憲法だから」、が二〇%強、以下その反對理由が次第に具體的になるに従つてその數を減少している。しかしそれでも、より具體的な理由を示したものは一〇%に近い。憲法改正賛成では(B—12表)、その賛成理由を提示しえなかつたもの三三八%、提示された理由の中では、「再軍備をするために」が三八%、「時勢が變つたから」(之は表には示さなかつたが、「自由のはき違え是正のため」「家族制度維持の爲」等と同じく高年齢及び女子層に多い)が八%であり、「その他」のより具體的な理由は——その中から民主主義そのものの否定の危険すらあると思われるような理由六%及び留保附の賛成四%を除くと——六%に減少する。

即ち、以上を綜合して言えることは、革新政黨の政綱に反對しながら、しかも革新系に票を投じたものが、そのプログラムへの反對理由としたものの中で、實質的な内容をもつと思われるものは、再軍備、憲法の兩問題を通じて大體六乃至一〇%程度に止まり、その他は、保守系政黨の政綱に同調したもの、そのプロパガンダをそのまま受容したもの、及び理由は判らぬまま情緒的に反對するものであつた。之に反して、革新政黨の政綱に賛成してそれに投票したものの中、少くとも再軍備問題では三五%、憲法改正については一〇%程度が、比較的に具體的な身近な理由によつて革新系の政策に同調したものであつた。そして注目すべきことは、革新系の政策に同調したもので革新系のプロパガンダに乗つたと思われれるもの(再軍備で四四%強、憲法改正で二〇%)は、革新政策に反對しな

比較對照表 但し革新系投票者について

反對	再 軍 備 問 題			D.	K	計
	保守系のス ロイガンを 理由とする	個々具體的 理由	成 をえ ず (含 やも を)			
73.5	14.25	4.50	20.9	1.35	4.08	100
42.8	42.8	—	42.8	—	14.3	100
66.6	20.83	4.17	33.3	—	—	100
62.5	12.5	—	25.0	—	12.5	100
73.2	20.1	—	26.8	—	—	100
69.6	14.6	3.17	23.7	3.58	3.16	100

(註) 憲法問題および再軍備問題の「賛成」欄について
 a 「保守系の Slogan を賛成理由とするもの」とは憲法問題では「アメリカの作つた憲法」「獨立國になつたから」「自衛のため」「時勢が變つたから」再軍備問題では「自衛のため」「侵略防止のため」「獨立國だから」という理由を提示したもの
 b 「個々具體的な理由」とは憲法問題では「自由のはき違ひ是正のため」「家族制度維持のため」「犯罪取締強化のため」「戦争放棄以外の條文は變える必要あり」再軍備問題では「外交上強氣になれるから」「人口問題解決のため殖民地獲得が必要だから」という理由を提示したもの

がらしかも革新系に投票したものが保守系のプロバガンダに乗つたと思われる率(再軍備で七〇%、憲法改正で四〇%)よりも少いということである。
 ここで、われわれは、憲法問題が選舉民にとつてその理解に遠い問題であり、再軍備問題はより身近な、しかも彼等の利益により直接にふれる問題であつたということを思い出さなければならぬ。右に検討した數字が教えてくれることは、政策問題と選舉民の日常的利害との距離が、そして又選舉民がもつている思想上のプレデイスポジション

B-16表 各投票行動類型に見られた政策問題への反應の

	Campaign Issue についての D. K	憲 法 問 題					D. K	計
		反對	賛 成			理由 D・K		
			保守 党を スロ ー	個 々 的 的	理 由 具 體 的			
政 策 型	23.5	60.0	21.6			18.3	100	
			9.78	6.72	5.26			
P. C 型	71.3	28.6	14.3			57.1	100	
					14.3			
團 推 型	50.0	58.2	16.8			25.0	100	
			8.4	8.4	—			
地 元 型	75.0	25.0	12.5			62.5	100	
			—	—	12.5			
人 物 型	46.6	33.3	46.6			20.1	100	
			26.8	—	19.8			
その 他 の 新 系 を 投 票 者	43.9	46.6	18.2			35.2	100	
			7.7	3.2	7.3			

を通じてみられる傾向と同じく、憲法改正賛成を唱えるものが再軍備について賛成であるというものよりもより少かつたが、他方、人物型および政策型ではこれと逆な現象がみられるということであつた。このような差違は何に原因をもち、何を意味するのだろうか。以下B-16表を中心としてこの點を追求してみよう。政策型および團體

が、構造的に、象徴操作でないし宣傳の効果を規定しているということである。今やわれわれは、先の各投票行動類型の性格分析と、選挙争點の宣傳とそれへの選挙民の反應とを引きくらべることによつて、先に提起しておいた問題、即ち各投票行動類型が見せた不可解な投票行動様式の問題をとくべき段階に達したように思う。その問題は、P・C型、地元型および團體推薦型においては（革新系への全投票者

推薦型については、別に検討する豫定なので、以下においては、一方にP・C型および地元型をおき他方に人物型をおいて、その對比において夫々の特徴的傾向をとらえてみたい。

P・C型および地元型で特に目につくことは、先づ選挙争点^{キャンペイン・イシュー}についての認識をもたぬもの——それは選挙が何を目的としている制度であるかについての認識をそもそも持たないものであることを示すものであるか、あるいは假令その認識をもつ場合でも正にそこで争われている政策問題への關心ないし理解をもたぬことを示すものであるか、その何れかであるが——それが七五%ないし七一%にも及ぶということ、憲法改正問題については、賛成も反対も表明しえなかつたものが六〇%前後あり、しかも一應は賛成と言つたものがその賛成の意思表示にも拘らずその全員がその賛成の根據は答え得なかつたということ、である。ところが、これらの點で人物型はどうであつたかという点、第一のキャンペイン・イシューについてはその認識をもたぬものは四六%、第二の憲法改正問題そのものについてのD・Kは二〇%であり、第三の憲法改正賛成を表明したものでしかもその理由を提示しえなかつたものはその中の四三%であつた。ここから言えることは、P・C型および地元型が政策問題への關心と理解とが極めて低いのに對して、人物型ではその點の理解と關心が一應の水準にあるということである。この對應關係は、われわれの口下の問題、即ちP・C型以下では、理解に遠い問題と一般に考えられている憲法問題において保守系政黨への同調者がより多く、より身近な從つて理解しやすい問題である管の再軍備問題についてのそれがより少く、他方人物型では正にその反対の結果が出てきているという問題、この問題に何等かの關係がないだろうか。

ところで、ここでわれわれが考えてみなければならぬことは、一般選挙民が、選挙という制度をいかに理解し、いかなる認識によつて投票という行動をしているであろうか、という問題である。選挙は一般に選挙^{チヨイス}である。それは、支配者たるべきエリート、人の選擇に始まり、その後それはその本質を政策の選擇に變質し、更に今日では、

體制自體の選擇すらが選舉に要求されているのである。しかし、一般投票者が果してこの選舉がチョイスであることを認識しているであろうか。認識しているとした場合でも、彼等の投票における「選擇」は、人の選擇であろうか、政策の選擇であろうか、それとも體制の選擇を意識しての投票であろうか。

P・C型および地元型がキャンペーン・イッシュューについて七―ないし七五％のD・Kをもつということは、彼等が選舉を、従つて又投票を政策の選擇として受取つていないという傾向を物語つて餘りある。では一體かれらは、人の選擇を投票に託しているのだろうか。ここにいう人の選擇は、支配者たるべき人の選擇でなければならぬのだが、P・C型および地元型の人の選擇はこの意味の人の選擇であろうか。われわれの今迄の分析、そして第三章の分析によれば、かれらの選擇は、なるほど一應は人の選擇であつたが、決して支配者たるべき人の選擇ではなかつたといわなければならない。

地元型投票者を、單に人的緣故關係で投票するP・C型と同一視することは危険ではあろう。第三章に明にされるように、地元型投票者は、「地元の人であり親しみをもてる人であるから」というP・C型と本質的には同一の理由によつて投票を決定するものの外に、「地元の人には地元の發展につくしてくれくれる人だから」ないしは「あの人は地元の利益に貢献した人だから」というような一應は政策への顧慮をもつような外見を具える投票理由も含まれている。しかしこの種の回答者も、「その人は如何なる土地の利益を計つてくれたのか」「如何なる政策が土地の利益を生んできたのか、又今後生むのか」という質問には何等答える術を知らなかつたものが、その殆んど全部である。即ちここでは地元の利益・政策と人とは結合してない。このことは「地元の利益になる人」自體が一の實質をもたない象徴であることを物語る。従つて、そこでの選擇は、政策の選擇では勿論ない。のみならず「地元の利益になる人」は、選擇に際しての選擇基準でもないし、又自主的選擇の結果でもない。むしろ宣傳が與えてくれた選擇の内容であろう。このような點から、地元型をP・C型と同斷であると見ることがそれほどの外れでないということが云われうると思われる。

彼等にとつては選挙といふ投票というものは、自己による選擇ではなく、他人による選擇を祝賀する儀式か祭典であるに止まつている。P・C型および地元型の大部分が、憲法問題について賛成も反対も云いえなかつたことは、むしろ當然であろう。

しかし、再軍備問題については、その彼等の八五%以上のものが賛成反対をはつきりと表明できたということ、これはどう解釋したらよいのであろうか。しかもこの場合われわれが忘れてならぬことは、その同じかれらの七二ないし七五%はキャンペーン・イッシュューについての關心と理解とを持たなかつた、ということである。七五%にも及ぶ政策争點への無關心と無理解、しかも八五%以上のものが再軍備という政策問題については、一應同調、批判の何れかに態度をとりえたということ、これは一體どういふことであらうか。このことは今指摘した點、即ち、かれらの投票行動は、「選挙、投票にいわゆる選擇」以前のものであつたという傾向に深く關係してないだらうか。即ち、かれらは選擇なき選擇をもつて投票という行動をした。そこには政策の選擇は、本來的に、なかつた。ところが、われわれのインタビュエーは、その彼等に對しても、「憲法改正に賛成ですか反対ですか」「再軍備に賛成ですか反対ですか」といふ質問を敢てした。かれらは、いやおうなしに政策問題への對決を迫られたのである。B—16表は、少くともP・C型および地元型に關する限り、その無理やりの政策選擇の結果を示す數字であらう。若しそうであるとするならば、この數字の物語るものは、かれらの投票行動における選擇、なかんずくはかれらの投票を導いた政策選擇の實態、そのようなものではないと言わなければならぬ。ところで、政策への同調を求めたの宣傳は象徴的操作を媒體としてなされる。それどころか、宣傳はむしろ單に投票の徵（エルクエルブツ）募のみを目的とし、又政策と稱せられるもの自體が、實は象徴としての實質において機能している場合が多いのである。その場合、宣傳がその効果を發揮しうるか否かは、後にもふれるように、先ず第一にはその象徴が大衆の思考態様に親近性をも

つか否か、プレデイスポジションと象徴の相互間の共鳴がおこりうるか否かによつて決定される。即ち、大衆が直接にそして第一次的に選擇し接近する對象は、政策ではなく象徴であると共に、その選擇接近の足場は彼のプレデイスポジションに外ならない。P・C型および地元型の一五%内外のものが、われわれのインタビューによつて憲法改正問題への對決を強要された際、「改正賛成」と答えながら、しかも揃つてその全員がその理由を「わからない」と答えたということは、本來は政策問題である筈の憲法改正問題への彼等のリアクションにおいて、それへの接近の媒體たるべき象徴を彼等自身が與えられていなかったこと、乃至は客觀的には與えられていたにも拘らず彼等がそれを政策への媒體としては役立てえなかつたということ、従つて、本來政策に外ならなかつた筈の「憲法改正是」が、彼等にとつては實は單なる象徴としての實質しか持ちえなかつたということ、に外ならない。言葉をかえて云えば、本來は政策選擇の表明である筈の「憲法改正是」を、單に象徴として選擇したに止るといふのであろう。即ち、B—16表の憲法改正賛成を表明したものの數字は、P・C型および地元型がもつプレデイスポジションと一定の象徴（この場合は憲法改正是という象徴）との親近性、その間の共鳴關係、従つて、彼等の思考態様を、物語るものであるに外ならない。繰りかえして云うが、それは彼等の投票（選擇）を導いた政策の選擇でも象徴の選擇でもない。

ところが、この同じかれらが再軍備問題ではその賛成の理由を提示していた。このことは次のように解されるであらう。再軍備問題については、「侵略者は常に絶えたことがなかつた」「自衛は下等動物の場合ですらその本能である」等の象徴は、彼等の周圍に力強く操作されていた。それらの象徴は容易に彼等のプレデイスポジションに共鳴をよびおこしうるものであつたらう。その結果はこうである。即ちわれわれが彼等に選擇を強要したとき、かれらは、「再軍備賛成」を象徴として選擇しその理由を問われた時「自衛のため必要だ」等の象徴を提示したのであ

るか、或いは後者の象徴を媒体として再軍備賛成という選擇をしたか、何れかである。従つて、そこに出て來たものは、投票における政策（象徴）の選擇ではなく、實はかれらの思考態様、ないしは、かれらのプレデイスポジションと一定の象徴との親近度を結果的に現わしたものに外ならず、憲法問題について言つたことと何等異なる本質を示すものではないと考えられる。

唯しかし、ここで我々が未解決の問題として残してきたことを想起しなければならぬ點は、もし彼等が再軍備問題については再軍備賛成の立場から操作された「獨立國だから」その他の象徴が再軍備問題への接近の爲の媒体として機能して、その結果が、再軍備賛成であつて、しかもその理由はD・Kであるものが僅少（地元型で全体の一・二・五%）ないしは皆無（型で）となつて現われているとすれば、何故に憲法問題ではそのような現象が現われず賛成者の全部が理由D・Kという結果を來しているのか、ということである。これは一方においては、政策問題としての憲法改正問題そのものと再軍備問題そのものとが夫々にもつている性格の差異、そして又それに影響されて生ずる選挙民のリアクションの差異、に關係してはいるのではないかと考えられるのであるが、この點は又あとで考えてみたい。

人物型についての先づ第一の特徴は、かれらが選挙・投票をもつて人の選擇であると考へてゐるということであつた。しかも第三章に明かにされるように、彼等の人物評價の内容は實は噂によつて與えられるものではあつたにしても、何が故に人物選擇をもつて選挙と考へるかという點になると、彼等は「良い人物」「偉い人格」は「正しい政治」「よい政策」をしてくれる筈である、だから「よい政治」の實現のために「良い人物」を選擇するのだ、という前提をもつてゐる。この前提には論理の倒錯がある。だがしかし、少くともそこから云へることは、その人の選擇が極めて曖昧な程度ではあるが、政策の選擇を「よい人物」に委譲する爲の人の選擇であるという限度で、政策の選擇に係わらしめられてゐるということである（———ここでは、その場合でも彼等の人の選擇が、實は噂を

自己に受容した判断即ち偽似の自己判断によつてなされる似而非選擇であること、の追求はしばらく別とする。選舉^{キケンベイヤイシテ}争^{ウツク}點^{トク}への認識理解度が、大體革新系投票者の全體が示す四三%に近く、四六%であるということは、正にこれを裏書してくれるであろう。更に憲法問題についてすら賛否D・Kであつたものが二〇%しかなかつたということ——この數字は革新系投票者全體の場合の三五・二%と相當の開きをもち、政策型の一八・三%に近い。——これは、人物型が右に推定したように一應は政策問題に関心をもつており、従つて彼等は宣傳において操作されている種々の象徴に對して何等かの選擇を行つていふこと、そして又更に、——この憲法問題がP・C型におけるように實は政策としてでなく象徴として彼等に機能しているか否かは別としても——とにかく憲法問題が、或は一定の象徴を媒體として接近されている政策として、或は一定の象徴を媒體としてそこから更に接近される象徴として、彼等の選擇の對象になつていふこと、を物語るであろう。その象徴の選擇に際して、人物型が保守系の操作する象徴への親近性を相當強く、即ちP・C型および地元型と同程度或はそれ以上にもつていふことは、之又B—16表の語るところである。即ち人物型のプレデイスポジションは、それがインタビューにおける強要によつて曝露されたものであると否とに係わりなく、本質的にP・C型、地元型と同傾向のものと判定してよいであろう。それはともかく、もとに歸つて考へるならば、人物型とP・C型、地元型との差異は、先づ憲法改正賛成者の中ではその贊成理由D・Kのしめる比率がP・C型地元型のその半數以下であり、再軍備賛成者についても低い數値をもつていふという點である。即ち、P・C型地元型と比較して傾向として言へることは、人物型では憲法問題の場合ですらそれへの反應は、その前に一定の象徴が前提されており、その一定の象徴の選擇を通すことによつて憲法問題への接近がなされているということである。要約すれば、人物型がP・C型地元型に對しても特徴的傾向は、憲法問題再軍備問題が實質的にも政策問題として受け取られていふか、それとも單に内容のない象徴として働

いているのかは別にしても、とにかく、それらへの反應はブレインポジション——象徴選擇——政策（或いは象徴）選擇という選擇の連鎖が一應は判断過程の形で成立しているということである。この點は、人物型が假令選擇をもつて人の選擇と解する前時代的な態度に止まるのであつたにしても、（そして又前述のようにその思考態様が舊時代の性格をもつものであつたにしても）、とにかくかれらが、一應は、宣傳と象徴の操作の中にまぎ込まれておりそれに敏感に反應しつつ政治行動をしているマスエイヂの大衆、そのマスエイヂの大衆としての性格をもつてゐるのではないかという推定を許すものであらう。

ただし、この場合判断形式をそなえて選擇がなされているとは云つても、それが實質のない象徴の連鎖の上に成立する判断形式である限りは、それは名目的には自己判断ではありえても、實は借物の自己判断、即ち偽似の自己判断であり似而非なる選擇でしかないだらう。しかも二度目のインタビュが明にくれたように「偉い人が云つたのだから間違ないだらう」というような判断の他人への委讓の現象が相當多いということをそのまま辛直に認めなければならぬものとすれば、そしてそれが人物型の基本的性格を曝露している氷山の一角を意味するものであるとすれば、そこに成立する判断形式は正に偽似の自己判断でありその選擇は似而非なる選擇であると云わなければならぬであらう。何となれば、そこでは「偉い人」の判断の結果そのものを象徴——正にそれは言語でしかないだらう——として自己に受容し、その受容された借物の言語の上に判断形式を紛飾したものに外ならないからである。この借物の象徴の連鎖による借物の判断過程、それは正に東洋的又は特に日本的な風土のもとに成長して來たものであつて、一般のマス・コミュニケーションの下におかれた「マス」の思考と行動とはその基本的性格を異にするものである。

これで、われわれはP・C、地元型と人物型との類型的性格をほぼ推定しえたと思うのであるが、しかしこれだけでは、そもそもわれわれがこのような長たらしい検討を始めなければならなかつたそもその問題、即ち、人物型では憲法改正賛成を稱えるものが多く、P・C型と地元型では再軍備賛成をとなえるものが多い、という不可解な

現象に對して直接の回答をしたことにはならないだろう。われわれは更に分析を一步すすめなければならぬ。

そもそも宣傳において象徴が擔う機能は、一方の極にある被宣傳者のプレデイスポジションと、他方の極にある筈の宣傳の目的としての一定の政策選擇とを、架橋することであり、そうすることによつて一定の政策決定への同調を獲得することである。そこで、ある象徴がこの同調獲得の力を發揮しうるか否かということを決する要因は、第一にはプレデインポジションと象徴との關係のうちに、第二には象徴と選擇さるべき政策内容との關係のうちに見出されるということになる。先ず第一の側面から考えると、それはプレデイスポジションと象徴との間の親近性の問題であり、操作されるある象徴が如何なる思考基準（いわば、プレデイスポジションと象徴とを結合する方向線）に即したものであるかという問題であつて、この關係が象徴の同調獲得の能力を決定していると考えられるのである。しかし特定の象徴が操作された場合、それがある種の思考基準に即したものであることによつて特定のプレデイスポジションを強化したとしても、従つてプレデイスポジションと象徴との共鳴關係が濃化されたとしても、そのことが必ずしも直ちに特定の政策の選擇への同調を結果するということにはならない。何となれば、そこには更に、象徴と政策選擇との結合關係の問題が残されているからである。そもそも、象徴が一定の政策内容の選擇への同調を徵募する爲に役立つということは、その象徴が、一定の政策内容（例えば再軍備という政策問題について、或は再軍備必要といひ、或いは再軍備不可という政策内容）を選擇するについての「理由」として働き、その選擇を正當化する論理として働くからである。即ち、象徴が或る政策内容を選擇するための「理由」として働く能力をもつか否か、より具體的に云えば民衆をしてその言語（象徴）が特定の政策選擇の爲の支持さるべき「理由」であり、その理由（言語・象徴）の故に特定の政策決定がなされなければならぬと思込ませる能力をもつか否か、このような能力を發揮しうるか否かが象徴の政策選擇への同調獲得の能力となつて現われるのである。

説 従つて象徴は、一方においてなるべく多くのプレデイスポジションにアッピールする能力を持たねばならぬと共に、他方では、より強く特定の政策内容選擇への「理由」づけとして奉仕する能力を持たなければならぬ。しかもこの二重の關係は各個ばらばらに成立してよいものではなく、一人々々の民衆の心理において、即ち一々の民衆

論

夫々の考量基準に即しつづつそれを觸發することによつて、この二重の關係が同時に成長してゐるのでなければならぬ。換言すれば一の考量基準の方向線の上に乗つた象徴が、一方においてはプレデイスポジションに訴え、他方では政策選擇の理由として奉仕しなければならないのである。

ところが一の政策問題（例えば再軍備）についての政策内容の選擇は種々ありうるのであり（再軍備不可、再軍備必要、保安隊の程度、等々）、従つてその政策選擇の「理由」づけはそれに應じて種々であり、従つて又、そこに成立する考量基準は多數であり、そこに取らるべき象徴も又多數存立する筈である。象徴の選擇、考量基準の選擇、従つて又政策内容の選擇、之等の一連の選擇の可能性があることこそ、そもそも宣傳の活躍を可能にしたものである。従つて先ず、政策内容の選擇の分れるに應じて操作さるべき象徴（及び對抗象徴^{カウンター・シンボル}）の數が決定されてくるであろう。夫々の政策内容の主張者は夫々自己の選擇する政策内容への同調を獲得しようと思ふ象徴を操作し提供することによつて、他のカウンター・シンボル（従つて他の政策内容）と同調獲得を競い、宣傳をうける一般民衆は、操作されている複數の象徴の中から一ヶを選擇し、一の考量基準に自己をはめこむことによつて（それぞれの人格が、どのような考量基準に自己をはめこみやすいか、従つてどのような象徴を選擇しやすいか、という傾向性ないしはその可能性を目して、「ある人格は之々の思考態様をもつ」という風に表現するとすれば、正にいかなる考量基準がとられやすいかはその人格の思考態様によつて決定され、それは更にその人格の經驗、知能および環境（ミリニュー）等によつて決定される）、究極的に或る政策決定に同調し他を拒否するということになるであろう。

ところが、一の政策問題について一の政策内容の選擇がなされる場合でも、その政策内容を是認し他のそれを拒否するについての「理由づけ」あるいは立場は必ずしも単一ではない。同じく再軍備に反対する場合でも或は經濟的理由によつて、あるいは人道主義的理由によつて、或るいは兵役忌避の立場から、そのような主張をなしうるのであるし、又それ等の何れのアプローチから同じ主張をするかは人によつてもことなるであらう。従つて宣傳者の側では、このような選舉民による「理由づけ」を鼓舞するような象徴或はそれを反駁するような對抗象徴を準備し操作しなければならぬ。かくして操作される象徴の複合的な競合状態は、いよいよ複雑化されるわけである。そればかりではない。象徴の複雑な競合状態は、第三に次のような事情によつて更に複雑化される可能性をもつ。

即ち、政策問題によつては（例えば再軍備問題と憲法改正問題とを比較して考える場合の後者は）その政策問題自身の性質の故に、それ自身が多數の問題點を含む（憲法問題自身が再軍備の問題點、基本的人權の保障の度合についての問題點、地方自治制度についての問題點、等々を含むように）場合があるのであつて、そのような政策問題について一の政策内容を選択しそれに同調を獲得しようとする者の立場からは、それぞれの問題點について同調を獲得しうるような象徴がそれぞれ操作されることになる。象徴の競合度はこのような場合には更に複合的になるであらうし、その結果として考量基準の競合状態もいよいよ複雑化することになるであらう。

かくして民衆は、無數のしかも複雑な關係で或は相反撥し或は相互に補強しあつている象徴をぶつけられ、又そのような考量基準からの招待をうけることになる。民衆はこれらの象徴の重疊の中から自己の象徴を選択し自らの考量基準を編成しなければならぬのであるが、それは彼等が、一面においては自己の思考態様に最も親近性をもつ考量基準を選択することであり、従つてそのような考量基準を編成するに適わしいような象徴を選択しているということであると共に、他面においては、ある特定の政策内容が正にその考量基準と象徴の選擇の結果の必然の

歸結として選擇されているということである。即ち、象徴および考量基準の競合度が増加されればされる程、その象徴の選擇はより嚴密でありその考量基準の編成は緻密であることを要求されているのであつて、もしこの嚴密緻密な選擇が成就されるならば、その選擇された象徴は一方においてその選擇者の思考態様とブレディスポジションにより緊密に密着したものであると共に、他方ではその選擇された象徴(言語)自身が特定の政策内容選擇の「理由」としてより密接にその特定政策内容に結合している筈である。従つてそこで獲得される特定政策内容への同調は、質的にはよりインテンシブな同調である筈であるが、しかしその反面このような選擇が迫られた場合には、エクステンシブにはより狭い範圍の同調者しか得られないという結果を生むであろう。ところが政治宣傳の主眼とするものは同調者の量的獲得でありその擴大である。従つて宣傳は、選舉民に對して右のような嚴密鋭利な選擇をおしつけることを回避しなければならないのであつて、その第一の方途は、先づ、象徴の複雑な競合状態をなるべく少くしてゆくことに求められる。それは先づ第一に、操作する象徴の數を出来るだけ少くすることによつて達成されるであろう。しかし象徴の數を、その象徴の吸收範圍を増大する目的で、限定し出来るだけ少くすることには、實は象徴自身の質を變えるということを意味する。即ち、先に述べたことに關聯して云えば、ここでは、政策問題自身がふくむ多數の問題點の存在、政策問題への選舉民の種々のアプローチの存立、によつておこる考量基準の細分化多元化、を回避するということが必要なわけであり、そのことが實は象徴の數を少くしてゆくということの内容でなければならぬ。従つて、それぞれの象徴が獲得する同調者の量を増大するために、象徴の數が減少されたということは、實は、その象徴が、より多くの考量基準をその中に包攝しうるような象徴(言語)になつたということであり、象徴(言語)そのものがより抽象的言語となつたということである。ところが、象徴がより抽象的な言語になつた場合、第一に起ることはその象徴と政策内容との關係において、その象徴が特定の政策選擇の

「理由」として政策内容に論理的に結合する度合をより曖昧にすることであり、プレデイスポジションと象徴との對應關係においては、自己利益—理論性という對應關係の色をうすくしてその代りに「良心」—モーレスという結合關係か又は衝動—情緒という對應關係の色を濃くする、ということである。しかも後者の事情からして、一旦プレデイスポジションが「良心」的、衝動的な方向で喚び覺まされるということになる、そのプレデイスポジションから接近される象徴は、より情緒的ないしは觀念的色彩を以て迎えられることになるのであり、そこに形成される考量基準は全體として情緒的觀念的な偏りをもつたものとなり、従つて又象徴と政策内容との本來の結合關係としての論理的結合關係も情緒的觀念的結合關係によつて代位されることとなる。かくして、より抽象的な象徴はより情緒的ないしは觀念的な象徴と容易に癒着することとなり、その結果としては、今度は逆に、そのような象徴が選舉民の觀念的思考様ないしは情緒的感覚に訴え、従つて彼等による象徴——政策内容の選擇を曖昧にしその判斷過程に虚偽意識の性格を附與することになる。これこそ正に所謂抽象的象徴が、單に論理的に抽象的であり従つてより廣い内包をもつことによつてより多くの考量基準を包攝しうるものであるという意味を越えて、大きな同調獲得力を發揮しうる秘儀である。

三 象徴と同調

以上によつて我々は、前節の初めに掲げた問題に回答するための準備を終つたように思う。即ち、第一に、憲法問題と再軍備問題とを比較して考えると、前者は政策問題としてより多くの問題点を包藏する問題であり、従つて又他方においてはこの問題に接近する者が種々のアプローチからの接近をなしうる問題であり、結果として、再軍備問題に比較すれば、それ自身が抽象的問題であり、従つてそれについて操作される象徴も又抽象的言語にならざるをえない、ということ。そしてその抽象的象徴はその機能として先に指摘したような性格をもつ傾向になるので

B-17表 革新系に投票したP・C型、地元型、及び人物型の憲法問題への反應

投票者	賛 成			反 對			D・K	計
	自再軍備衛のため	時勢が變つたから	理由 D・K	再軍備反對だから	現的理想の憲法が平和	時期尙早		
P・C型	13.4			26.8			59.8	100
地元型	—	—	13.4	—	10.72	—		
人物型	46.6			33.3			20.1	100
	7.0	19.8	19.8	20.0	—	6.6		

あつた。第二は、人物型を一方に、他方にP・C型および地元型において考えると、兩者共にその思考態様の上からは舊時代の性格をもつものではあつたが、しかし人物型は、より多く大衆時代の性格をもち宣傳と象徴との影響をより多く受けやすい性格をもつものである、ということであつた。

人物型の再軍備問題への反應

反 對					何ともいえぬ	計
戦争反對だか	戦時中の體驗	子供を失ふから	税金が高くな	理由 D・K		
52.65					13.4	100
19.6	—	21.7	—	13.3		
73.2					—	100
13.3	13.3	6.65	6.65	33.2		

B-17、B-18表は、懸案の問題をより些細に検討する爲に、

B-16表を人物型、P・C、地元型だけについてより詳細に分析した表である。この兩表で第一に目につくことは、人物

型およびP・C、地元型を通じて、憲法改正問題について賛

否何れをも表明しえなかつたもの即ちD・Kの量が、再軍備問題についてのそれよりも遙かに多いことである。こ

れは、憲法改正問題は再軍備問題と比較して考えると、より多く政策問題としての問題点を含む複雑な問題であつたが爲

にそれについて操作される象徴がより抽象的象徴(言語)でなければならなかつたといふ事情に深く關係する現象であ

らう。即ちそこでは操作される象徴が抽象的であつたことが基本的な條件となつて、上述のようにその象徴が一定の政

策内容の選擇の「理由」として政策の選擇に奉仕する論理的、能力を稀薄化し、いわゆる「説得力」を減少したこと、これが憲法問題について

この原因であろう。即ちここでの問題を左右するものは、操作される象徴自身の同調獲得能力、就中説得力乃至

は判断過程を成立せしめる能力である。ところが同じD・K量の多寡の問題であつても、それが人物型とP・C、地元型とを比較して考える場合には、そこに出てくるD・K量の多い少の問題は、操作される象徴に對して反應する選舉民の反應の仕方の差異の問題としてとかなければならぬ。人物型のD・K量は憲法問題につ

B-18表 革新系に投票したP・C型地元型及び

反 應 その理由 投票者	賛		成		
	自衛のため侵略防止のため	から国際情勢の上	たから獨立國になつ	め治安維持のため	理由D・K
P・C型 地 元 型	39.9				
	20.3	6.8	—	—	6.8
人 物 型	26.8				
	6.7	—	6.7	6.7	6.7

て二〇%強、再軍備問題で0、P・C、地元型は憲法問題について六〇%弱、再軍備問題について一〇%強(何とも云えないの一二三四はその八〇%以上が実質的にD・Kであつた)である。このことは、P・C、地元型に比較して考える場合、人物型が、その象徴が抽象的象徴であると具體的象徴であるとを問わず兎に角、象徴受容の能力をより餘計にもつてゐる事の現われである。そしてそのことは、先に述べたように、人物型は象徴と政策の受容と選擇とにより能動的であり、その選擇はプレデイスポジション——象徴——政策を判斷形式に整序し論理的形式において考量基準を編成する傾向をより多分にもつていた、ということを物語るものであつた。これが、人物型が、一般的にはより低度の論理的説得力しかもたなかつた筈の憲法改正問題についてすら、その八〇%にも及ぶ贊否何れかの同調者を生んだことの原因であると考えられる。

では一體、人物型およびP・C、地元型はいかなる同調の仕方をそれぞれがもつてゐるのであろうか。この視點から考えることが、われわれが本節の當初から問題にしてきた問題、即ち人物型は憲法改正贊成四六・六%、反對三三・三%であるのに、P・C、地元型は前者が一三・四、後者が二六・八と逆の傾向を示しているということのもつ意味を解明してゆく場合の最も中心點な視座となるものと考えてよいであらう。

ところでこの問題を考へる場合、「P・C、地元型」が憲法問題について贊成一三・四%反對二六・八%、再軍備問題について贊成三三・九%反對五二・六%という數字を示すということは、上述のように憲法問題及びそれについて操作される象徴の抽象的性格ということを考え合せる限り、むしろ當然の結果であらう。従つてこの問題の中心點はむしろ、「人物型」が憲法改正問題では贊成四六・六%を出しているに拘らず、再軍備問題では反對七二・二という壓倒的數字をだしているという點にある。

そこで先ず、「P・C、地元型」、「人物型」のそれぞれが、この二つの政策問題をめぐつて操作された象徴に對し

て示した反應の中で、特に顯著に異つている點を探してみると次のようになる。

① 憲法改正賛成では、P・C、地元型は、「自衛のため」「再軍備のため」「時勢が變つたから」という象徴に全然食欲を示さなかつたのに、人物型ではその賛成者の過半数がこれに吸収されている。

② 憲法改正反對では、P・C、地元型は、「現在の憲法は理想(平和)憲法だから」に大きな同調性を示したのに、人物型は却つてこれに食つかずに「再軍備反對だから」「時期尙早」に共鳴している。

③ 再軍備賛成では、P・C、地元型はその八〇%を「侵略防止(自衛)のため」「國際情勢の上から」に集中しているのに對して、人物型はむしろ「獨立國になつたから」「治安維持のために」その半数(理由D・Kを除外して考えればその三分の二)をもつている。

④ 再軍備反對では、P・C、地元型は、「子供(夫、愛人)を失いたくないから」に最も集中し「戦時中の體驗から」「税金が高くなるから」に全然集らなかつたのに對して、人物型ではむしろ後二者に集中度が高い。そこで兩型の特異的な點を求めてみると、次のようになる。

① P・C、地元型は

憲法改正問題については改正に賛成はしたもののその同調についての「理由」たる象徴を見出しえず、反對を表明したものは「平和(理想)憲法だから」に集中し

再軍備問題では、「自衛のため」を主な據點として賛成し、「子供を失いたくないから」を集中的理由としてこれに反對した。

② 人物型は

憲法改正問題については、「時勢が變つたから」という象徴が最も強く賛成者を作り上げたのに對して、反對

Symbol の性格	Predispositein の 偏 り	判断形式成立のための環	考量基準の性格
mores	super-ego	conscience	悟 性 的
counter-mores	ego	reason	理 論 理 性 的
expediency	id	impulse	本能的・情緒的

者を創りだすに際しては「再軍備反対だから」という象徴が最も強く作用しており、再軍備問題については、「治安維持のため」「獨立國になつたから」が賛成者創出の主なエネルギーになつたし、「戦時中の體驗から」が反対者吸収の主動力となつた。

そこで何がこのような特色をそれぞれについて生んだ原因であるかを見極めなければならぬ。この問題を解く鍵は、どのような性格をもつ象徴がどの型の投票者にアピールする能力をもつたか、逆に言えば、どの型の投票者はどのような性格の象徴により親近性を示したかということであろう。ある人の一定の象徴に對する親近性は、その人のプレデイスポジションとその象徴とそれらによつて編成される思考基準との關係の問題であつた。ところでこの三者の關係は上表のように類型化されている。

しかし一の象徴は必ずしも一定のプレデイスポジションにしか接近しえないものではなく、又それは一定の考量基準にしか乗りえないものでもない。殊にモールの内容の象徴は、必ずしもスーパー・エゴ的プレデイスポジションと悟性判断的考量基準にのみ對應するものではなく、それは本能的^{イデオ}プレデイスポジションにより感情的な考量基準にのりうるものでもありうるし、當然にエゴ的プレデイスポジションと理論性的考量基準に對應しうるものでもある。しかも他方、ある特定人のもつプレデイスポジションは決して或る特定の類型のそれによつて單一的に組成されている譯のものではなく、エゴ、スーパー・エゴ、イドの類型の複合によつて構成されており、従つて、或る特定人がAの象徴については本能的^{イデオ}プレデイスポジションから、Bの象

徴についてはエゴ的プレデイスポジションから接近するということもありうる譯である。特定人が象徴の選擇とそれへの接近について、ある一定の性向をもつということは、その人の經驗、智能、環境が一定の規定性をもつて、その人がとりやすいプレデイスポジションと、その人が編成したがる考量基準に一定の傾向を與えているというこゝとであるに過ぎないのであつて、このことは先の指摘に矛盾しない。

このような觀點から先に摘出した象徴を検討してみると次のようになる。「平和（理想的）憲法だから」という象徴は、本来エゴに訴え理論理性的考量基準に乗る筈のカウンター・モーレスの象徴であるように見えながら、イッドに訴え情緒的御都合主義的に受け入れられる象徴でもある。再軍備問題について操作された「自衛のため」「再軍備反對」「治安維持のため」等もこれと同様の性格をもつと考えられる。「息子（夫）を失いたくないから」は殆んど排他的にイッドに訴え情緒的考量基準を觸發する象徴であろう。「戦時中の體驗から」もこれに非常に近い性格をもちながら、しかも他方では、エゴにもスーパー・エゴにも訴えるモーレス、カウンター・モーレスの象徴でもありうる。「時勢が變つたから」と「獨立國になつたから」が最も集中的にイッドに訴え情緒的考量基準を目ざめさせる性格をもつことは否定出來ないであろう。だがしかし象徴の選擇ないしはそれへの同調は、一方においては self-involvement であり、しかも他方 sophistication でもある。従つてそれは最終的には、スーパー・エゴ的プレデイスポジションに立ち「良心」をもつて悟性的思考基準を編成し、モーレスの表現をとる象徴に安全を見出そうとするか、或いはエゴに立ち理性的思考基準によつてカウンター・モーレスの象徴の中に自己の安定を發見するかである。そこで、象徴選擇へのアプローチが實は id-impulse-expediency 的構成をとる場合でも、それは先の何れかに昇華するか、その何れかと癒着しなければ sophistication と self-involvement は達成されえないことになる。しかもその場合プレデイスポジションをエゴに昇華し考量基準を理論理性的構成に編成化

しカウンター・モークスを打出すことは、スーパー・エゴ——モークスの編成に癒着するよりも遙かに困難である。こうして操作される象徴は——それが同調獲得を目的とするものであるから——モークスとして受け取められやすい言語形式をとるか、カウンター・モークスとしての受容を要求する言語形態をとるかの何れかでありながら前者に傾く傾向をより強くもつこととなるのである。

そこで、問題をもとに戻して、P・C、地元型および人物型のそれぞれがもつた特異的な点を検討すると。先ずP・C、地元型は、抽象的問題であり理解困難な問題である憲法問題においては、「平和憲法だから」という象徴に排他的に集中し、より具體的問題である再軍備問題では、「自衛のため」「戦争反対」「息子を失いたくないから」に集中している。これは次のようなことを物語っているのではないだろうか。即ち、かれらは、心理的プレデイスポジションに訴え、情緒的考量基準を觸發するか又はそれに共鳴する象徴に吸収されている。しかも他方、再軍備反対の場合にその理由として「戦争反対だから」を提示したもの——全體の約二十%のもの——は、普通の論理から考えれば、憲法改正反対論者として登場し、しかもその場合「再軍備反対だから」をその理由として提示する筈のグループとして豫定されうる筈のものであるに拘らず、B—17表の示すところによるとこのグループは、全くのD・Kか「理由D・K」か又は「平和的理想的憲法だから」の何れかの中に解消してしまつてゐる。このことは、かれらが情緒的思考基準に即應する象徴を選択する性格をもつことを示すものであると共に、その象徴の「選擇」なるものが實は考量基準の編成——プレデイスポジション||象徴||政策内容という判断形式の整序——に従つて又、象徴の選擇と政策の選擇をその内實として持つていないことを曝露するものでもある。即ち簡単に云えば、かれらは、心理的プレデイスポジションから直接に情緒的潤色をもつた象徴に飛びつくのではあるが、それは「政策の選擇」と何等關係のない選擇以前の選擇に他ならない、ということである。このことは、かれらが、「税金が高くな

るから」「戦時中の體驗から」「治安維持のため」「獨立國になつたから」「時期尙早」「再軍備反對」等のような、政策選擇の「理由」として奉仕しうる象徴、その意味で政策選擇の判斷形式を成立せしめる考量基準を提供している象徴に對して、全く食欲を示さないことによつても傍證されうるであらう。そして又、このことが、憲法改正問題のD・K五九・八%、その「理由D・K」三〇・四%、そして再軍備是非の一三・四%、その「理由D・K」二〇・四%という數字がでてくる根據でもあつたのである。要するにP・C、地元型は、真的ブレイドポジションからの接近をより強く許容している象徴に強く惹きつけられるのではあるが、そのことは、決してかれらが思考基準を主體的に編成していることにもならず、又従つて政策を選擇しているということにもならず、却つて、かれらにおいては、象徴への接近がそれだけで切れて、そこから更に政策の選擇に一步をふみ出すということがないということ、従つてかれらの「政策への同調」は象徴の選擇とは關係なくそれはむしろこれとは獨立に別の要因によつて決定されていくということを物語つている。

このようなP・C、地元型に對して、人物型はいかなる特徴をもつてあろうか。先ず、イッシュューとしては抽象的性格をもつ憲法改正問題への反應を見ると、そこでは、「再軍備反對だから」「時勢が變つたから」に約四割のものが集中し、更に「再軍備のため」「時期尙早」という象徴——即ちその象徴が選擇されたということが、かれらにおいて考量基準の論理的編成であり、又従つてその象徴自身が政策選擇の「理由」として定位されているのではないかという推測を可能にするような象徴——に共鳴を示している。より身近かな、従つて自己の利害により感應しやすい問題である筈の再軍備問題に對する反應においても、人物型は右の傾向を示している。即ち、かれらは、「戦時中の體驗から」「戦争反對だから」に最も強い共鳴を示し、他方において、P・C、地元型が全然食いつかなかつた「税金が高いから」「戦時中の體驗から」「治安維持のため」「獨立國になつたから」等を選択し、更に「子

供を失いたくないから」「戦争反対だから」等の情緒的色彩に富む象徴に對してはP・C、地元型に比して、より縁遠い性格をもつことを示している。即ち人物型は、より論理的な考量基準の編成を可能ならしめてくれる象徴、従つて、かれらの政策への對決と選擇とを容易にし、ないしはそれを正當化してくれるような象徴を受容するという傾向をもつのであつて、これが人物型の基本的傾向——特にP・C、地元型との對比においてみた人物型の特異點——であるといひうるであらう。しかし、人物型がこのように、プレイスポジション||象徴(言語)||政策の關係を一の考量基準のもとに(形式)論理的に整序しているといつた場合、もしそれが完全に貫かれていゝとするならば、B—17、B—18表に現われる人物型の「理由D・K」グループ、就中、憲法改正賛成者にしてその理由D・K一九・八% (それはこの型での憲法改正賛成者の四二・三%)、および再軍備反對者にしてその理由D・K二% (同様に四五・四%) という結果は何故に出てくるのであらうか。われわれはここで更に一步立入つて、かれらの象徴選擇ないしはそれへの同調の態様を検討してみる必要がある。そこで先づ再軍備問題の場合について考へると、ここでは、「戦争反対だから」「戦時中の體驗から」が際立つてアピールしている。「戦時中の體驗から」という象徴は、*P. C.* 的プレイスポジションからの接近を強く許容している象徴である。この性格の面から言へば、「子供を失いたくないから」は、より強くその性格をもつていゝのであり、その強さの故にこの象徴は同調の態度としては御都合主義への轉落の危険を強くもつていゝものと云わなければならぬ。もし先程指摘したように、人物型が政策選擇への論理的貫性を求める性格をもつということがこの際も妥當しているとすれば、この「子供を失いたくないから」の六・六五%という數字は、かなりうすめられた數字であつて、象徴選擇への足場を*P. C.* 的プレイスポジションにとりながら御都合主義的同調と政策への情緒的接近とを回避しようとしたものは、「戦時中の體驗から」を自己の選擇する象徴としたのではないだらうか。このように「子供を失いたくないから」六・六五%

と「戦時中の體驗から」一三・三%との合計約二〇%のものの底には、*pi.* 的ブレディスポジションからの接近の態度と、その潜在的態度は變えぬままでもしかも *pi.* を *ego* ないしは *super-ego* に昇化し考量基準の理性的ないしは悟性的編成を可能にしてくれる象徴を選択しようとする態度とがあるものと考へて大過ないであろう。「戦争反對だから」に同調した一三・三%についてもこの基本的態度を推定することは必ずしも不當ではないであろう。否この象徴が今問題にしている他の二つの象徴に對してもつ言語としての觀念性と論理性とは、却つてこの基本的態度を許す好箇の象徴ですらあると考へられる。そこでわれわれはこう云いうるであろう。即ち、再軍備問題のよう自己の利害に直接に觸れる性質をもつた問題について現われた人物型の基本傾向は、かれらは本能的感情的ブレディスポジションへの傾りを強くもつていながら、しかも象徴の選擇に當つては唯單に情緒的考量基準にのみ訴ふる象徴を選擇するよりは、それに強く訴ふるものでありながらしかも理論理性的な考量基準を内包し又は提供する象徴に同調するということである。では、かれらは、より抽象的性格をもつ筈の憲法改正問題についてはどうであろうか。ここで最も人氣のあつた象徴は、「再軍備反對だから」および「時勢が變つたから」である。ここでは再軍備問題の場合にみられたような、言語態様の上から象徴への接近のブレディスポジションを直ちに推測させるような象徴は見出されない。否むしろここでは、これらの象徴が言語としてもつ觀念性と論理性のために、政策選擇への「理由」として働くこの象徴は、正にその「理由」としての機能を果たすために要求される高度の論理性をもち、その同調の態度に「公共」的外見を與えるために、むしろ自己利益の契機は背後におし隠されブレディスポジションは覆いかくされるのである。それだけに、先に人物型の基本的態度としてわれわれが指摘したかれらの象徴選擇への論理的接近の傾向は、ここでは更に促進されて結果したと云いうるであろう。だがしかし、われわれは、人物型がこのように抽象的性格の問題である憲法改正問題について「時勢が變つたから」「再軍備反對だから」に集

中したという事實を、かれらが、自己利益考量の足場を i. d. 的プレデイスポジションから ego ないしは super-ego 的なそれに昇華し、従つて感情・情緒的考量基準への依存を放棄して理論理性的ないしは悟性良心的考量基準の編成を積極的自主的に行つた結果の表現としてみる事が出来るであらうか。先に指摘したように「時勢が變つたから」は、再軍備賛成徴募のための象徴であつた「獨立國になつたから」と同じく、極めて強く本能的プレデイスポジションに訴えるものであつたし、従つて情緒的考量基準に呼應しやすい性格のものであつた。しかるに人物型は再軍備問題の場合はこれらよりもより強く直接に i. d. を刺戟する「子供を失いたくないから」「戦時中の體驗から」に惹きよせられて、實は同じような性格を根底にもちながら他面において象徴自身の言語内容としてはモールの性格をもつているこの「獨立國になつたから」に惹きよせられなかつたのである。ところがイッシュェーが一轉して憲法改正問題という、より抽象的な政策問題の場合になると、そのかれらが、例えば「現在の憲法が理想的平和的憲法だから」に特徴的な情緒的考量基準をすてて、むしろ「時勢が變つたから」に集中した。これは後者が言語としてもつているモールの性格、それをかれらが選んだということの證據ではないであらうか。このことは、この同じ憲法改正賛成の場合に、「自衛(再軍備)のため」よりも「時勢が變つたから」が影響力をもちえたという事實によつても裏付けられよう。即ち、この検討を通して云えることを更に一步掘りさげて云えば、人物型は對決を迫られる問題が抽象的になればなるほど、モールの象徴に同調することによつて自己がより「論理的」な政策選擇をしているという安定感にひたりうるといふこと、逆に云うとかれらの「論理性ある政策選擇」へのプレテンションがモールの象徴の選擇によつて一應の安定感を與えられること、これらがかれらの選擇を決定した究極の動機ではなかつたか、と云ふことである。そして、ここで更につけ加えるならば、このようなモールの性格の象徴を選擇すること——即ち言葉をかえていえばモールの象徴へのセルフ・インボルブメント——において

安定を感じうるということ、そして又そのような安定の仕方において政策の「論理的選擇」を自己がしたというような錯覺に陥りうるということ、これらの根本の原因は、かれらの思考態様（考量基準編成への傾向性）そのものにあると考へなければならぬ。即ち、かれらの思考の基本的傾向は、いわゆるアザーダイレクションといわれるものであり、そこでは *P.1* 的プレデイスポジションとモーレスの象徴とが、正に癒着しているのではないだろうか。

ところで、この「時勢が變つたから」に比較して考へれば、「再軍備反對だから」は、一方において言語としてはより非情緒的であり、非モーレス的であるのみならず、他方において考量基準の性格としてはより「論理的」である。殊にかれら人物型は、再軍備是非の問題そのものについては七三・二%の反對の強さをもつていたのであり、たとえその「反對」という選擇が既述のような性格のものであつたにしても、この七三・二%はそれが更に憲法改正問題に持ちこまれて、B—17表の示す結果よりもつと多く「憲法改正反對」を動員出來た筈である。ところがそれが唯單に二〇%に止まつたということは、人物型の象徴選擇が——特に抽象的な政策問題の場合——、外見上はそして又かれらの主觀においては考量基準の「論理的編成」の態度が支配的でありながら、その實態は必ずしもそのようなものでないことを物語つてゐる。即ち「再軍備反對だから」の吸収力が二〇%に止まり、「時勢が變つたから」「自衛（再軍備）のため」が、憲法贊成の側に四六・六%を動員しえたということは、人物型の大勢もつ思考態様が、その實質においては *P.1* 的プレデイスポジションとモーレスの象徴の癒着的結合をその本質的な傾向としてゐることを示しているものと思われる。しかしこのことは、かれらが理論理性的な乃至は「論理的」な考量基準の編成に全く無關心であつて、その結果がモーレスへの没入的安定を結果するということでもないし、従つて又かれらの考量基準が情緒的考量基準のものであるということの意味するものでもない。むしろ事態

は逆であつて、かれらにおいては、少くとも對決を迫られた政策問題が自己利害に餘り直接的でない場合には、モーレスの象徴を情緒的に「選擇」して自己のプレデイスポジションと政策とを結びつけることが、正に——その主觀においては——「論理的」であるというのが事の真相であらう。

以上の検討がもし正しいとすると、人物型の基本性格は次のように描寫されうるのであらう。即ち、かれらは、先ず第一に、正的プレデイスポジションをとる傾向が非常に強いということ、第二に、かれらは、「理論理性的」ないしは「論理的」考量基準の「自主的」編成によつて、又はそのような考量基準に乗つて、政策への接近を行う性向をもつている。しかしその所謂「論理的」考量基準なるものは必ずしもその性格が鮮明ではない。即ち、かれらは、對決を要求される問題が餘り身近かな利害でないイッシュネーの場合は、モーレス的言語をもつ象徴を選擇し情緒的考量基準に身を委ねることによつてその主觀的な「論理性」の中に安定を發見するものであるが、イッシュネーが身近かな利害に敏感に訴える性質のものである場合には、感情に對して刺戟度の強い象徴を選擇し、より理論性的な性格の考量基準を編成しその結果としてはモーレス的拘束に強く反撥する、という性格をもつのである。

右のような内容をもつと考えられる人物型の政策への同調の仕方、それが、人物型の憲法改正賛成者およびその再軍備反對者に特に「理由D・K」が際立つて多く出ているということと關係するものと思われる。B—17、B—18表の示すように、「理由D・K」グループが憲法改正問題および再軍備問題についての賛成、反對者それぞれの中でしめる割合は、①再軍備反對の場合は七三・二％中の三三・二％即ち四五・四％、②憲法改正賛成の場合は四六・六％中の一九・八％即ち四二・三％、③再軍備賛成の場合は二六・八％中の六・七％即ち二五％、④憲法改正反對の場合には三三・三％中の六・六％即ち一九・八％である。要約すると、それは再軍備反對者と憲法改正賛成者に多く、再軍

備賛成者と憲法改正反対者に少い。われわれはこの再軍備反対グループと憲法改正賛成グループにおける「理由D・K」が餘りにも多いと云わなければならないであろう。ということは次の如くである。勿論、P・C、地元型が憲法改正問題について出した「理由D・K」はこれと比較にならぬ位大きいものではあつた（憲法改正賛成者の一〇〇%、同反対者の六五・二%が理由D・K）。しかしP・C、地元型の場合は、その同調の仕方が先に指摘したように情緒的であつたのであり、従つて「理由D・K」が大半をしめることが寧ろ當然であろう。人物型の同調の仕方は、より「論理的」であつた。この「論理的」という點からすれば、右の數字は餘りにも多いと云わなければならないのである。即ち、人物型の政策問題に對處する態度が、プレデイスポジション——象徴——政策内容を、たとへ形式的にもせよ、一應論理的判斷形式に整え一應の考量基準に乗せる態度をもつているとするならば、そこでは、象徴（言語）は一定の政策選擇のための「理由」として位置づけられている筈である。にも拘らず、正にその「理由」の提示を求められた場合に「わからない」と答えなければならなかつたと云うことは、かれらが、一應は政策選擇の理由として位置づけられた象徴そのものについて、それを他人に對して一定の政策選擇の「理由」として提示するためには貧弱なもの乃至は説得性のないものであるということを、かれら自身が意識したためか、又はそもそもその「理由」として選擇された言語（象徴）自身がかれらの心理においても實は「理由」としての機能を實質的には果していなかつたことのためであろう。従つて、問題は、再び、象徴が言語としてもつ機能上の性質の問題にかえることになる。先ず第一に、象徴は大衆の何等かのプレデイスポジションを觸發しこれと共鳴關係をもちうるものでなければならぬ。逆に言えば、象徴が大衆のとりうべきプレデイスポジションに強くアピールするものであればあるほど、その象徴は大衆によつて受容されやすい筈である。しかも他方、象徴は大衆がそれを受容した場合に、正にその象徴の受容が大衆に對して self-involvement を提供するものでなければならぬ。即ちプレデ

イスポジションの問題として云えば、それは *super-ego* において自己を正當化し、ないしはソフィステイケートすることを可能にするものでなければならない。逆に言えば、この正當化ないしはソフィステイケーションの手立であるものこそ實は象徴であり言語でなければならなかつた。従つて、この面から言えば、大衆によつて受容される象徴は、言語内容としてモーレス的ないしはカウンター・モーレス的言語でなければならぬ。そして第三に、一方において大衆が本來包懷しているプレディスポジションに共鳴性をもちながら、しかも他方大衆のモーレスないしはカウンター・モーレスへの安定の欲求を満足せしめる、という二重の機能を同時に可能にするものこそ、象徴自身が具有すべき考量基準の論理的編成能力の問題である。第一の性格を象徴が強く持つていれば、即ち大衆の本來包懷するプレディスポジションへのアピールの度合が強ければ強いほどその象徴は受容されやすいのであろうし、第二の性格即ち大衆にモーレス的ないしはカウンター・モーレス的安定感をより強く與えうるものであればあるほどその象徴は受容されやすいであらう。しかし、ある象徴が大衆によつて歡迎され受容されたということは、決してそれが直ちに彼等を一定の政治的態度に指導したということにはならない。この乖離をリンクすべきものこそ實はその象徴が提供する考量基準であつた筈である。即ち、操作される象徴はそれ自身一定の考量基準をもつていたのであつて、象徴が操作されるということはその考量基準を大衆が攝取すべきことを大衆に向つて勧誘しているということである。この象徴の提供する考量基準が、たまたま大衆自身が本來かれ自身で選擇するプレディスポジション、そして又その編成する考量基準と同性格のものである場合——換言すれば思考態様上の同質性即ち考量基準の編成上での傾向性の同質性がある場合——は、問題は殆んどない。即ちそれは大衆の思考態様従つて又そのとる考量基準とプレディスポジションとを再強化するであらうし、従つてその考量基準の正當性への確信と論理的——貫性への確信を強化するであらう。それは決して單なる考量基準の受容でもなく象徴の受容でもない。しかし象

徴が鼓舞する考量基準が必ずしも大衆の思考態様、即ち彼自身が最もとりやすいプレディスプレイションと考量基準とに一致しない場合は問題は簡単ではない。何となれば、この考量基準についての乖離は必ずしも一の象徴の受容ないしはそれへの同調を妨げるものではなかつたからである。即ち一の象徴は二個以上の考量基準を包攝するものであつたからであり、従つて更にその根底において二個以上のプレディスプレイションからの接近を許すものであつたからである。従つて、ある象徴が一定のプレディスプレイションを含む一定の考量基準のもとに、それを鼓吹する目的で操作される場合でも、その操作される象徴が偶々大衆が生のままでもつている（そして右のプレディスプレイションとは異質の）プレディスプレイションに強く訴える性質のものであるか、あるいはその象徴の言語がモークレス（カウンター・モークレス）的な内容をもちそれへの同調が *self-involvement* と「安定感」とを與える性質のものであるか、この何れかの働きがみられる場合には（兩方が同時に起れば無論のこと）、その象徴が本来提供している考量基準が何であるかに關係なく、操作される象徴への同調現象が充分起りうるのである。このような象徴への同調の仕方、それこそ P・C、地元型に特徴的であつた情緒的同調の實態であろう。ところで、このような同調においては次のような點が指摘されうる筈である。即ち、そもそも、象徴はそれが政策の取捨に關して操作される限り、そこでのプレディスプレイションは *ego* 又は *super-ego* に昇華され、その考量基準は理論理性ないしは悟性的な編成を完了し、従つて象徴（言語）自身が政策選擇の理由として定位されている。にも拘らず右のような同調がなされるということは、次のようになる。即ち、大衆は自己の包懷するプレディスプレイション——操作される象徴によつて觸發されるそれ——を象徴によつて提供されるプレディスプレイションに昇華することなく、その生のプレディスプレイションによつて無媒介、直接的に、象徴によつて準備され提供されている考量基準を借用するか、ないしは象徴の言語自身を借用するかによつて、そこに政策選擇への「理由」を發見して「政策選擇」を

行ふということである。そしてこのような「政策選擇の理由」の發見が同時に同調の第二の契機としてのセルフ・インボルブメントないしは「安定感」の發見でもある。人物型の特色としての、宣傳又は操作される象徴への關心、そしてかれら特有の政策の「論理的」選擇のプリテンションはここに成立するものと思われる。

ところが右のような同調の仕方こそ正に、第一にはカウンター・シンボルにとつて最も攻撃しやすい同調の仕方でもあり、同時に従つて「理由D・K」を招來する同調の仕方でもある。カウンター・シンボルの操作と機能は、別箇のプレディスポジションの選擇、別箇の考量基準の選擇、従つて又別箇の同調的安定の獲得、を迫るものである。しかるに、上述の同調の仕方においては、プレディスポジションは未昇華のまま即ち本能情緒的段階に残されたままで、しかも象徴の提示するプレディスポジションに癒着し、考量基準は借用され、提供された象徴それ自身が政策選擇の「D・K理由」として借用されていた。しかもこの同調態様をもたらした原因は、操作された象徴によつてかれらの包懷する或る種のプレディスポジションが刺戟され觸發されたということ、あるいは右のような同調によつて安定が得られたということであつた。従つて反對象徴が、このような借物の象徴によつて同調的安定を幻想している象徴受容者に對して、先の象徴の提供したプレディスポジションと不安定な癒着關係におかれたままで残されていたプレディスポジションを攻撃し、しかも他方において先の象徴の提供する考量基準よりも象徴受容者が本來包懷するプレディスポジションによつてより接近されやすい考量基準を提供するならば、右の借物の同調的安定は容易に破られうるであらう。ここに「理由D・K」の原因もある。

憲法改正賛成グループは、「時勢が變つたから」「自衛(再軍備)のため」という象徴を選擇した。その選擇のプレディスポジションはイッダ的なものであつた。しかもそこではイッシュエーが抽象的であつたが爲に考量基準の論理的編成は本來極めて困難であつた。従つてもしそこで何等かの同調的安定が望まれうるとするならば、それは、

象徴の提供する考量基準への同調的安定ではなく、象徴の選擇のみにおける同調的安定であろう。ここでは、彼のイッド的プレデイスポジションが直接無媒介にモーレス的象徴と癒着しただけで——正に傳統的考量態様である——あり、それが本来の考量基準の編成に代位している。ここに「理由D・K」四二・三％は當然の結果でなければならぬ。

ところがイッシュューが一轉して、身近かな利害にふれる再軍備問題になると、それが身近な問題であるだけに大衆のプレデイスポジションに敏感にびびくのであつて問題は左程簡單ではない。しかしわれわれは上述によつて既にその理由を検討しつくしたように思う。即ち、再軍備反對グループは、再軍備——戦争問題において強くイッド刺戟的な「子供（夫、愛人）を失うな」「戦時中の體驗を想起せよ」という象徴に共鳴した。ところが反對象徴は同様にイッド刺戟的な「治安維持のため」「侵略防止のため」という象徴を操作した。かれらが前者の再軍備反對の象徴によつて恐怖におとし入れられたイッド的プレデイスポジションは、「戦争反對」「税金が高くなるから」等が提供している筈のegoに昇華されぬまま、しかも右の象徴の提供する考量基準を借用し、それによつて同調的安定を獲得していた。ところが正に「治安維持のため」「自衛（侵略防止）のため」という象徴は、正にegoへの昇華を完了していないかれらのプレデイスポジションに對して、舊思考態様に依據しつつ「民族の防衛の爲に夫、子供を捧げることは國民の義務である」「若人こそ民族防衛の最高の榮譽の負擔者である」等の考量基準とsuper-ego的プレデイスポジションとを投げかけたことになる。ここにイッド的プレデイスポジションと借物の考量基準とはその光を失わなければならず、かれらの選擇した象徴は「理由」としての位置づけを揺がされることになる。これ止に再軍備反對グループの「理由D・K」の根據であらう。

以上、種々の角度から人物型を検討して來た結果を綜合すると。

- ① かれらは、プロパカンダに敏感に反感しつつ、一應「政策選擇」の態度を示してはいる。
- ② しかしその「政策選擇」においては、考量基準の自主的なしなかも論理的な編成はなく、むしろ考量基準は借用されている。しかもその借物の考量基準によつて主觀的には政策の論理的選擇の錯覺を與えられている。
- ③ 従つてかれらは、かれらのプレディスポジションに強烈に訴える象徴、又は「安定感」を豊富に與えてくれるモーレス的象徴に對しては極めて弱い。

という特徴をもつているということが言えるようである。

ところが右のような人物型の特徴こそ、實は、B—16表においてわれわれが提起した一見不可思議な現象、即ち、革新系政黨への投票者であるかれらが、理解困難な縁遠い問題である憲法問題についてより強く保守系の象徴へ傾き、身近かな問題である再軍備問題については保守系へのより少い同調を示したことの根本の原因であろう。しかしその特徴が、最も簡単に表現すれば、考量基準の借用即ち虚偽の自己判断と云いうるものであつたとすれば、この人物型と類似の傾向を示した政策型の政策選擇なるもの(B—16表参照)、多分に疑わしい性格をもつているものと豫定してかからなければならぬであらう。紙幅の関係上、政策型の検討は別の機會にする。(未完)——(尾形・中島)

第三章 《地元型投票行動》と《人物型投票行動》

一 《地域代表》を投票理由とする投票行動

(一)ここで考察しようとするのは、たとえば、「地元のために働いてくれる人だから」「この町の發展のために」というように、自己の所屬するコミュニティの利益を投票動機とする投票行動についてである。以下においては、この型の投票行動を《地元型・投票行動》と、またこの投票行動をとる者を《地元型・投票者》と略稱する。なお

C-1表 投票理由による分類 (地域別)

	札幌	小樽	旭川	留萌	小平	妹背牛	夕張	室蘭	調査の 対象の 平均
政黨・策	46.8	32.2	40.0	20.4	28.0	36.9	47.4	47.6	39.0
人物	15.3	11.9	21.1	13.0	12.0	10.5	17.5	12.7	14.6
P. C	5.1	7.1	1.0	3.7	8.0	—	1.8	6.4	4.2
團體推薦	4.4	—	—	—	—	—	7.0	—	2.2
地域代表	—	2.4	10.5	29.6	20.0	2.6	3.5	9.5	8.6
その他	3.6	2.4	3.2	5.6	8.0	—	—	—	3.4
D. K	24.8	42.8	24.2	25.9	24.0	50.0	22.8	22.2	28.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

この投票理由に類似するものとして、たとえば「地元出身の人」「この町に關係の深い人」等のように、候補者と自己とが同一のコミュニティに屬することをもつて、その投票理由とする型があつたが、その後の再度のインタビューによつて、この型の投票者は《地元・投票者》と内容的に同質なものと、候補者に對する親近感が投票理由の内容をなしているもの、との二つの型に分れることが明かになつたので、前者を《地元型投票者》とし、後者は人物を投票理由とする型とすることにした。

(二) C-1表によれば、調査の對象となつた八ヶ市町村から、地元からの立候補者のない夕張市および妹背牛村を除いた六ヶ市町村のなかで、《地元型投票行動》は留萌市および小平村にもつとも多く、旭川市室蘭市が之に次ぎ、小樽市ではきわめて少い。とくに、札幌では立候補者九名のうち五名がいわゆる地元候補であるにもかかわらず、《地元利益》を投票理由とするものが一名もいないことが注目される。

C-2表は、これらの市町村について、その人口總數(表A)、農林漁業人口が有業總人口に對してしめる割合(表B)、および住民の學校教育の程度を(表C)表示したものであるが、これによれば、

C-2表 調査対象各コミュニティの性格

	地元型投票行動の大きさ	A	B	C
		人口總數(千)	農林漁業人口	學 歴
札幌	- 8.6	324	5.8	+19.4
小樽	- 8.2	181	7.1	+18.0
室蘭	+ 0.9	114	4.9	-15.4
旭川	+ 1.9	130	7.1	-12.8
小平	+ 11.4	10	54.6	-72.0
留萌	+ 21.0	33	67.0	-52.0
平均	± 0			-16.6

《地元型投票行動の大きさ》の欄の

數字は、その地域において《地元型投票》が占めるパーセンテージ(C-1表)から、全調査対象の平均の8.6%を減じた數を示している。したがつて《地元型投票行動》の多い地域では正數値が大きく、少い地域では負數値が大きくなるわけである。

(B)は農業、林業および漁業人口の合計の有業人口總數に対する百分比を示す。(資料、昭和26年10月1日北海道常住人口調査)

(C)は、中學校以上卒業者の占めるパーセンテージから、小學校卒業者以下の占めるパーセンテージを減じたものである。したがつて教育水準の高い地域では正數値が大きく、低い地域では負數値が大きい。

コミュニティにおける《地元型投票》行動の大きさは

(1)コミュニティの大きさに逆比例し、また

(2)コミュニティにおいて農林漁業人口がしめる比率の大きさに正比例し

(3)コミュニティの教育水準の低さにほぼ正比例する傾向をもつことが示されている。

特徴を、年齢、學歷、勞働者としての被組織率、投票決定時期、支持の繼續性等についてみたC-3表および

《地元型投票者》の投票政黨を示すC-5表は《地元型投票行動》が

C-3表 《地元型投票者》の諸特徴

		地 元 型	全 調 査	
		投 票 者	対 象 平 均	
A	年 齢	20 ~ 29	25.5%	33.5%
		30 ~ 39	25.5	32.3
		40 ~ 49	35.2	24.3
		50 以上	13.8	9.9
		計	100.0	100.0
B	學 歴	大學、高専卒	1.8	7.6
		中 學 卒	17.8	32.9
		小 學 卒	80.4	58.9
		計	100.0	100.0
C	組 織 率	組 織 勞 働 者	8.9	26.6
		そ の 他	91.1	73.4
		計	100.0	100.0
D	投 票 決 定 時 期	立 候 補 當 時	51.8	47.6
		投 票 日 の 前 まで	23.1	12.3
		10 日 以 後	25.1	35.4
		計	100.0	100.0
E	支 繼 持 続 の 性	C. V.*	82.2	75.0
		S. V.*	17.8	25.0
		計	100.0	100.0

* C. V. は Consistent Voter
S. V. は Shifting Voter を意味する。

- (4) 高齢者に多く若年者に少い (同表A)
- (5) 学校教育水準の低い者に多く高いものに少い (同B)
- (6) 組織労働者の投票行動とは相反的關係にある、等の特徴をもち、
そしてこの投票行動は
- (7) 主として保守系候補者と投票者とを媒介し (C-4表、および第C-5表)
- (8) しかも、投票対象決定時期の早いこと (C-3表D) および支持の繼續性 (同E) からみて、その媒介力はか

C-4 戦 投票理由 (政黨別)

	自 由	改 進	右 社	左 社	全調査者均 平
政黨政策	25.5	17.2	45.8	64.0	39.0
人 物	19.5	31.2	8.3	3.4	14.6
P. C	5.9	4.7	—	2.2	4.2
地 元	14.0	6.2	10.4	1.7	8.6
そ の 他	5.2	4.7	4.2	6.7	5.6
D. K	29.9	36.0	31.3	22.0	28.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

C-5 表 《地元型投票者》の投票政黨

自 由	改 進	右 社	左 社	勞	計
74.5	7.8	9.8	5.9	2.0	100.0

なり強いことを示している。

(三) 《地元型投票者》にみられる以上のようなおおよその傾向を記憶にとどめた上で、この投票行動がどのような社會環境と、どのような投票者の意識構造とを基盤として、キャンペーンにおいて候補者が與えるどのような影 響への對 應として形成されるものであるかを明かにし、さらにそのような投票行動の政治行動としての機能を理解するために、《地元型投票行動》のもつとも多い留萌市について検討してみよう。

C-6 表が示すように、留萌市の經濟構造は、年間生産額の六四%をしめる漁業および水産加工業を中核として、林業・農業・製材業・木工業お

よびこれらに依存する卸小賣商業・サービス業によつてその殆どがしめられている。したがつて、いわゆる工場労働者は全くみられず、また一般サラリーマンも極めて少い。そして、このような經濟構造が、このコミュニティの権力配分體系を規定している。すなわち留萌市の有力者層は、漁場の網元、水産加工業者、製材業者および商人等であり、彼らは留萌市の権力者としてコミュニティにおける價值配分體系を規定する機能をもつとともに、わが國特有の権力配分體系の中間項として、さらに上位の権力と一般市民とを媒介している。そしてこのような権力

C-6表 留萌市の産業別人口構成
および産業別生産額

(A) 産業別人口

	人口数	%
農業および林業	2,017	18.0
漁業	1,001	9.0
工業	* 2,173	19.1
商業	1,641	14.8
運輸通信その他公益業	1,430	12.9
サービス業	1,254	11.3
その他	1,658	15.0
有業総人口	11,169	100.0

(昭和26年10月1日北海道常住人口調査)

* (B)表が示すように工業人口の殆どは、小經營の水産加工工場、造製材、木品加工工場の従業員である。

(B) 産業別生産額

		生産額 (千円)	%
農産		86,350	3.8
林産		81,505	3.6
水産		863,031	38.0
工業	水産加工	593,635	26.0
	製材・木工品	181,054	8.0
	その他	194,247	8.0
その他		227,095	12.1
計		2,267,405	100.0

(昭和27年度、留萌市役所調)

配分の體系は極めて安定している。なぜならば、これを覆すための新しい権力形成の主體は、このような権力配分によつて維持されている社會的價値の配分の在り方に對して不平不満をもつ下層漁民、漁業労働者、農民、労働大衆等にもとめらるべき筈であるが、彼等は本來的な意味では組織化されておらず、またすでに述べたような條件から、一應は存在する労働者の組織もこのような権力配分を變更する力をもつには、量質ともに微弱だからである。

さて、以上のような社會構造と権力配分の體系をもつ留萌市の地元候補として——同候補の選挙参謀の表現を借りれば「留萌市の發展という見地から、舉市一致的に大同團結した」有力者層によつて擁立されたT候補(自由黨)は、C-7表にみられるように、最近四回の選挙を通じて、留萌市における總得票數のほほ七〇%を、また保守

C-8表 T候補への投票者の
投票行動類型による分類 (%)

政黨・政策型投票者	10.2
人物型投票者	15.4
地元型投票者	38.6
D. K型投票者	28.1
その他	7.7
計	100.0

系候補の得票總數のうちの九〇%を繼續的に得票している。つまり留萌市は同候補にとつていわゆる金城蕩池の票田である。ところで、ここに述べた同候補立起の事情から察せられるように、現地調査によれば、同市のキャンペーンにおけるT候補の戦術は「留萌市の發展のためにTを國會へ」という市民へのアピールに集約されていた。そしてまたC-8表は、このようなアピールへの應答としての《地元型投票行動》が、留萌市における同候補の票田のこのような大きさと固さを支えるもつとも中心的な要素であることを示している。とすれば、われわれは《地元型投票行動》の形成の過程とその

C-7表

(A) 昭和28年4月選挙における
留萌市の候補者別得票

所 屬	候補者名	得 票 數	%
自 由	T	9,211	69.9
	Tk	101	0.8
	S	353	2.7
改 進	M	780	5.9
	K	203	1.5
右 社	Is	342	2.6
左 社	Hg	1,778	13.5
共 産	Ig	232	1.8
無所屬	Hy	163	1.3
計	9名	13,163	100.0

(B) 留萌市におけるT候補の得票

年 度	得 票 數	投票總數	得票率 (%)
昭和22	4,767	7,654	62.4
昭和24	8,441	10,954	77.2
昭和27	9,192	12,964	71.0
昭和28	9,211	13,163	69.9

條件との典型をここにみる事ができるといえよう。

(四)さて《地元型投票者》が「地元の利益のために投票する」というときの《地元利益》という觀念の内容は何であり、またそのような觀念はいかにして形成されるのであろうか。《地元型投票行動》の成立の過程と條件、およびわが國の權力過程において《地元型投票行動》が果す機能の分析の手がかりをこの問題に求め、これをコミュニケーションの有力者と一般市民とのそれぞれについて考えてみよう。

1、コミュニティの有力者における《地元利益》と《地元型投票行動》の成立

先に述べたように、「有力者」は留萌市の權力者として、コミュニティ内部の價值配分を決定するとともに、さらに上位の權力と一般市民とを媒介する存在であり、しかもキャンペーンにおけるT候補の幕僚の中樞的メンバーは彼らのなかから提供されている。さて調査の結果えられた資料のうちで、とくにこの問題にとつて重要と思われたのは、要約して次の二點であつた。

第一に、これら有力者層はおおむねパトリモニアルな思考態度をもち、留萌市というコミュニティにおける家長的存在としての意識およびこれに伴う「責任觀」の自覺が特徴的であつた。彼等にとつて留萌市は閉鎖的な利益共同社會であり、彼等の意識では留萌市の發展はコミュニティに所屬する全員に對する價值配分の増大を意味する。したがつて彼らの意識においては、小さくは留萌市における——大きくは日本というコミュニティにおける——權力對抗關係が、社會的價值の配分の在り方をめぐつての對立によつて結果されるという認識は成立しえない。たとえば、「留萌においても徐々にはあるが革新系の候補者に對する投票が増大する傾向があるが、これをどう思うか」と言う問に對してT候補の最高參謀は次のように答えている。「革新系の候補が票をとるのは、彼らが若者の好みに合うことを言うからである。T候補が若者の氣持のよくわかる政治家になり、われわれが若い者

に好かれる牛寄になることによつて、その進出を喰ひこめることができる。もう一つは組織（労働者組織）の問題だが、組織に入つてゐる人は、何ごともイデオロギーから判断するから、この方はなかなか説得しにくい。つまり彼らにとつて、保守と革新の對立は、好みや気分の問題、あるいはただかだかイデオロギーの問題であつて、それ以上のものとは考えられていないのである。留萌市政についての次のような言葉も、同じ思考態様を基盤とするものと言えよう。「市政上のことについていろいろと不満をいうものがあつて困難な問題が起きてくる場合も多い。けれども結局は親の苦勞を知らぬ子の淺暮さが原因になつてゐるのだから、その點さえわかれば問題は片づきます。」

第二に特徴的なのは、これらの地元有力者の意識において、T候補は單なる地元利益の代理人として、政治的陳情のための道具としてのみ存在價值を認められてゐるにすぎないということである。すなわち彼らがT候補を擁立し、その當選に肝膽を砕くのは、政治家としての同候補の識見、力倆、人格乃至は同候補自身がいだく「政策」等に對する評價の故ではなくて、彼らの考える《地元利益》の發展のために、國家權力に對する陳情のルートをつけるためにほかならない。T氏擁立の立役者であり、またその故に、その發言がT候補に對してもつとも強い影響力をもつといわれる有力者I氏は、同候補擁立の経緯にふれながらこの間の消息を次のように述べる。「T候補が現在のように留萌市において壓倒的に強い票田をきづく前、ここでもつとも得票の多かつたのは、M候補（改進黨・現在も衆議院議員）であり、當市の投票のおよそ四五%を握つていた。そのころは、われわれもMのために働いたので、Tは地元の當市で票を稼ぐことができず落選を續けていた。しかしそのうちに、留萌の發展のためにはどうしても地元のもの、しかも水産を本業とする者（M候補は木材會社社長）、を出すことが必要だという考えがわれわれの間に強くなり、われわれの集りにTを呼んで意向を傳えたところ、専心留萌のために働くことを誓つたので、こ

にT支持の舉市一致的な體制がつくられた」と。さらに同氏は「Tの所屬する政黨の政策がどうのこうの」ということはあまり問題でない。重要なのは、Tが天下をとつていゝる黨に所屬してゐるかどうかということである」と、また「Tは今度北海道開發廳の政務次官になつたが、こうなるとTは『北海道のT』あるいは『政府のT』となるのでいまままでのように地元の利害のためにだけ動いてもらうというわけにいかなくなる。このことが次回の選舉において、T支持の結束を亂す原因になるのではないかと心配してゐる」と語つてゐるが、このことは《地元利益》のための陳情機關としての同候補の性格を端的に示してゐるといへよう。

さて、すでに述べた經濟的社會的構造および權力配分體系にみられる留萌市のコミュニティとしての特質と、ここに明かにされた有力者層の意識とをあわせ考慮するならば、當初の課題である、コミュニティの有力者の云う《地元利益》の内容と、その形成の事情について、次のように理解することが可能であろう。すなわち、(1)コミュニティの有力者のいう「自己利益」の内容をなすものは、一つはコミュニティ内部での價値の配分決定權者としての自己の地位であり、一つはその地位を占めることによつて彼らが取得するものもろの社會的價値である。この點については、留萌市の有力者層を形成するものが、漁場の網元・水産加工業者・材木業者・商人等であつたこと、すなわち後進的な經濟構造が、經濟的にコミュニティを牛耳る親方^{ニヤウ}市政の權力者、という關係を成立させていたことを想起されたい。

(2)そして、かれらにこのような地位と、その地位のもたらす價値賦與^{イシヤルヒエシス}とを保障するものはわが國における所與の權力配分體系と、それによつて維持される價値配分の體系にほかならない。(3)したがつて、このような内容をもつ彼らの利益が維持され増大されるための條件は、一つにはわが國における所與の權力配分體系の強化であり、今一つは國家權力によつてコミュニティに對して與えられる價値配分の増大である。(このコミュニティに對する價値配

分の増大は、価値配分決定権者としての彼らの価値取得の増大と同義であり、さらに、配分された価値の幾分かを一般市民に頒つことは、コミュニティにおける権力者としての彼らの地位の安定をもたらす。とすればこのような条件を現実化しようとする要求から、保守政黨わけても政黨の候補を擁立することによつて、所與の権力配分の體系を強化し、併せて國家權力への陳情のルートを確保しようとする行動様式が有力者層の間に形成されるのは、むしろ當然であろう。

すなわち有力者のいわゆる《地元利益》は内容的にまさに彼らの個人利益そのものであり、その故に選挙に當つての彼らの行動は「地元利益」へと集中するのである。

2、一般市民層における《地元型投票行動》の成立。

では、一般市民についてはどうか。留萌市における調査対象のうちに含まれていた十六名の《地元型投票者》とのインタビュを資料としてこの問題を考えてみよう。

われわれとのインタビュにおいて、《地元型投票者》のほとんどは、「生活の苦しさ」を訴え、またコミュニティにおける価値配分の非合理性を指摘していた。

C-9表は、かれらの職業および生計の状況を示したものであるが、この表にみられる一名の網元を除く十五名の《地元型投票者》の生活水準の低さは、彼らのこのような不満の表明がむしろ當然のものであることを示している。

さて、一般市民の《地元型投票者》の場合、彼らの価値配分についてのこのような不満と、投票動機としての《地元利益》とはどのような関係にあるのだろうか。インタビュの結果をあげてみよう。

(1)「T候補に投票した理由は何か」という問に對しては、《地元型投票者》の殆どが、同候補が留萌市のために

C-9表 留萌市における《地元型投票者》の職業および生計

職業	投票者数	平均(月額)世帯總収入	家族數平均	入平均(月額)家族一人當收
漁業(網元)	1	(萬圓) 25.0	11	(萬圓) 2.27
漁業(漁夫)	6	2.4	6.5	0.38
水産加工業被僱者	3	1.4	4	0.35
小企業被僱者	2	1.2	3.5	0.35
零細商人	3	1.2	4	0.35
その他	1	2.0	8	0.25
計	16			

無職の被調査者については、世帯主の職業によつて分類した。

果した業績をあげて(港灣施設の整備、漁業權問題への貢献、保安隊の誘致等が主要な業績といわれている)、その當選は留萌市にとつて有利だからと答えた。

(2)けれども、「T候補のそのような貢献によつてもたらされた留萌の繁榮が、具體的にどのように彼らの個人利益を増したか」という問題になると、その約半数は答えられなかつた。

(3)そして、残りの半数はこの問題について、「價值配分が増大した」または「豫想された價值配分の減少が防がれた」という意味のことを述べたにもかかわら

ず、コミュニティに對する價值配分の増大が自分達をうるおす部分にはきわめて僅かであつて、満足すべきものでないという趣旨のことをも答えている。

これらのことから、《地元型投票者》において、《地元利益》の増大が必ずしも社會的價値の配分のあり方についての彼らの日常的な不満の解消を意味しないという經驗的な判断が成立していることを、あるいは少くとも、その判断の成立が可能であることを示すものである。したがつて、コミュニティの有力者の場合において《地元型

説
投票行動》成立の要因であつた《地元利益》と、自己利益との内容的同一性は、ここでは、すでに失はれていないわなければならない。

とすれば彼らにとつては、《地元型投票行動》とは異つた投票行動——社會的價値の配分のあり方の變更の要求とより直接に結びついた投票行動——も可能であつたはずである。何故ならば彼らの生活上の不滿はコムユニテイ内部における權力配分體系——より根本的にはわが國における權力配分體系——の變更を俟つてはじめて究極的に解消されるものであるとすれば、自己の利益を基準とする政策の選擇にもとづく政黨に對する投票こそ、むしろ彼らにとつて必然的と考えられるからである。とすれば、それにもかかわらず彼らが《地元利益》を投票の動機としつつ、客觀的には所與の權力配分體系を強化し、自己にとつて不滿な價値配分のあり方を安定させるような投票行動をとるのは何故であろうか。コムユニテイにおける價値の配分者と被配分者、配分のあり方を承認するものと否定する者、有力者と一般市民との間の價値配分をめぐるこのような差異にもかかわらず、一般市民層において有力者と同型の投票行動が成立する所以は何であらうか。

ここでまづ考えられるのは、《地元利益》と市民の個人利益との内容的同一性という擬制の成立を狙つて、有力者の側から恒常的に提供される宣傳の浸透である。このことは、われわれの調査の結果に照しても看過できない重要さをもつているものと思われる。けれどもこの問題を解明するより本質的な鍵は、《地元型投票者》自身の思考態様にあるものと考えられる。インタビューの結果を整理してみよう。

(1) まづ注意されなければならないのは、彼らの表明する不滿が「親方によつて與えられる價値配分が少すぎる」という點にのみ集中し、そしてその域を一步も出なかつたことである。すなわち、彼らの不滿は、自分も親方と同一の社會的價値の享受を要求する資格があるという前提から出發するものでもなく、また親方が價値配分の決定權

を握っているという事実についての不満でもなく、親方のそのような価値配分の権限を前提とした上での「親方の與える価値の配分が少い」という不満であつた。

(2)このことと關聯して第二の特徴としてあげられることは、《地元型投票者》においては、コミュニティにおける権力配分體系についての批判がまったくみられなかつたという點である。彼らのほとんどはこの問題について何の意見ももたなかつたし、僅かに數名が行つた市長、市會議員に對する批判も、その内容はそれらのコミュニティ権力者が支配者としての適格性を缺いているという點についての批判（《人物型投票行動》の項参照）にすぎなかつたのである。

(3)コミュニティ内部の権力關係についての彼らのこのような意識は、そのまま國家權力との關係のうえに擴大再生産されていた。彼らにおいては、彼らにとつて不利な価値配分體系を維持するものが、最終的には、わが國における権力配分體系であること、またT候補や地元有力者がこのような権力機構の中間項であることは全く意識されてをらなかつた。（もつとも特徴的なケースとして、戦争の危険の増大や税金が高くなること理由として再軍備反對の態度を強く表明した一《地元型投票者》（四〇才男・漁夫）が、「自由黨のT候補に投票することは、再軍備の進行を援けることになりはしないか」という質問に對しまつたく意外の面持でしばらく考えた末「そう言えばそういうことにもなるが、何といつてもT候補は地元の人だから」と答えた例をあげておこう。）

《地元型投票者》についてみられたこれらの特徴は、結論的にいうならば一般市民層において《地元型投票行動》の成立する原因が、《地元型投票者》自身のパトリモニアルな思考態様が日常生活において經驗的に形成された社會的価値配分についての批判が権力配分體系への批判へと發展することを妨げている、という事情に基くものであることを示しているものであらう。先に述べた(1)によれば、社會的価値配分についての彼らの不満は、価値の被配

説
分者（「權力關係における被支配者」としての意識の枠のなかで處理されており、その個人利益の主張は、コムニ
ニテイの所與の權力配分體系を前提とした上で、權力に對する請願ペテイションによつて價值配分の増大を期待することを内
容としている。けれども、彼らの價值配分についての不滿が、このように、パトリモニアルな思考態様のなかで醸
成され處理されるかぎり、それを終局的に解消する方法が、價值配分の機能を親方の手から奪つて自分が握ること、
すなわち權力配分體系の變革であるという意識——これはとりもなおさず權力形成主體たるの自覺であるが——

は、彼らにとつて無縁なものに終るであろう。この點で彼らの自己利益は、コムニテイにおける權力對抗關係の
認識と、それに對應する主體的な政治行動の發條となる質的な條件とを、缺いていると考えられるのである。

このような彼らのパトリモニアルな思考態様とそれによつて結果される政治的權力關係に對する認識の缺如と
が、國家權力との關係を場として再生産されたときに、それが《地元型投票行動》の成立を促すであろうことは明
かである。この場合彼らは問題を「國家權力對自己」の問題としてではなく、「國家權力對自己の所屬するコムニ
ニテイ」の問題として捉えるであろうことは、彼らがパトリモニアルな思考態様をもつことの當然の歸結であるう
し、そして國家權力對コムニテイの關係において、「權力への請願による價值配分の増大」という方式が再生産
されるならば、《地元型投票行動》の成立はむしろ必然的と考えられるからである。

二 《人物》を投票理由とする投票行動

(一)人物を投票理由とする投票行動は、政黨・政策を投票理由としない投票行動（いわば非大衆政黨的投票行動）
のなかで、もつとも大きな比率を示しており（C—1表）、同表の示すように旭川の二一%を最高とし妹背牛の一
〇・五%を最低として、調査對象となつた各市町村において、約一〇%から二〇%の割で存在している。また、

C-10表 《人物型投票者》にみられる
諸特徴

		人物型投票者	全調査対象の平均	
A	年齢	20 ~ 29	30.2%	35.5%
		30 ~ 39	29.8	32.3
		40 ~ 49	27.2	24.3
		50 以上	12.8	9.9
		計	100.0	100.0
B	學歷	大學、高專卒	7.2	7.6
		中學 卒	30.2	32.9
		小學 卒	62.6	58.9
		計	100.0	100.0
C	組織率	組織労働者	12.8	26.6
		その他	87.2	73.4
		計	100.0	100.0
D	投票決定時期	立候補の 当日以前 投票後	40.4	47.6
		投票前 当日	27.2	12.3
		投票後 当日	32.4	35.4
		計	100.0	100.0
E	支離持続の性	C. V	72.8	75.0
		S. V	27.2	25.0
		計	100.0	100.0

C-10表によれば、《人物型投票者》は、その年齢別構成、学校教育水準、投票決定時期、支持の継続性等に於いて全調査対象の平均に極めて近接しており、《地元型投票者》にみられたような全調査対象平均からのきわだつたデビエーションは発見されない。このように《人物型投票者》が、各コミュニティに普遍的に存在し、そしてその主體的條件にもきわだつた特質がみられないということは、この型の投票行動が北海道住民の標準的な投票行動様式の一つであることを示すものと考えられる。けれども、それにもかかわらず言うことは、この型の投票行動は、組織労働者の投票行動とは、はつきり背反的であるということ（C-10表）、およびそれが主として保守系の

C-11表 《人物型投票者》の投票政黨

自 由	改 進	右 社	左 社	勞	共	計
61.0	23.0	4.6	6.9	4.6	1.1	100.0

諸政黨の票形成の支柱となつてゐることである（C-11表）。（もつとも、革新系の諸政黨に對する投票のなかにもこの型の投票が存在し、また《人物型投票者》の約一〇%を組織労働者がしめてゐることは、また別の意味で問題である。）また《人物型投票行動》の性格を探る場合には、僅かなデビエーションではあるが、この型の投票者が年齢的にやはり高齢者層にあつて（C-10表A）、またキャムペインの中盤戦において投票決定を行うものの率が全調査者の平均に比して高いこと（同表D）も見逃されてはならないであらう。

（二）まづ投票者が《人物》を投票理由とするという場合、そこでいわれている《人物》の内容は何かを示す資料に觸れてみよう。われわれの調査における《人物型投票者》の投票理由は次に掲げるとおりである。

(a) 人柄がよい。人格者だ。立派な人。信頼しうる人。公平な人。著書に感心した。評判のよい人。

(b) 政治力のある人。政治家としての業績がある。

(a, b) 経歴がすぐれている。

(c) 親しみを感じている。顔を見知つている。名前を知つている。好感がもてる。選挙運動に熱心だつた。前回落選したから同情して。

(d) 政見に共鳴した。演説を聞いて。意見が立派だ。

そしてこれらの各グループが《人物型投票》總數に對してしめる百分比はC-12表の示すとおりである。なおこの表の人物という項はただ人物と答えるのみでそれ以上分析することのできなかつたものであるが、以上にあげら

C-12表 《人物型投票者》
の投票理由

投票理由	%
(a) グループ	27.2
(b) グループ	12.2
(a, b) グループ	1.2
(c) グループ	26.1
(d) グループ	7.8
人 物	25.3
計	100.0

グループの区分については本文
参照

れた各理由のいくつかが複合したものと考えてはば誤らないであろう。

さて、ここにあげられた《人物型投票者》の投票理由の内訳によつて、われわれが知りうることは、《人物型投票者》の大部分のものが——候補者のもつ政治的誠見ないし政策を投票理由としてみるとみられる(a)グループのものを一應除くとしても、すくなくともその九二%が——政治行動としての

投票の本質についての理解を缺いており、その故にその投票が権力過程への主體的な參與を意味するものになつていないということである。候補者への、繼續的なもしくは利根的な感情を動機として、いわば印象投票を行う(c)グループの投票者について、その投票理由が政治的判斷以前のものであることは、ことさらに説明を要しないであろう。けれども投票に當つて一應の主體的な人物判斷を基準としてみるかにみえる(a)グループ(b)グループの投票者においても、事情はほぼ同様であるといわなければならない。(a)グループは、候補者の人格に對する主として倫理的な評價を、また(b)グループは候補者の政治的な手腕、力柄を投票の理由とするものであるが、これらの投票者についても、その投票理由の内容が正しい意味で政治的判斷とは異つたものであることが指摘されなければならない。マス・デモクラシーの體制のもとにあつては、大衆の投票がその主體的な政治行動となりうるかどうかは、一に投票對象の決定に際しての選擇が、政治的權力關係のなかでの大衆の欲求の充足という目的に正しく適合した基準にとつて行われているかどうかという點に懸つてゐることは、先にも觸れたとおりであり、この目的に適合した選擇基準となりうるのは、候補者の所屬政黨が實現の可能性を舉證して提示する政策のみであることもまたたいうま

でもないところである。にもかかわらず、ここでは候補者の人格に對する倫理的評價やその政治的手腕への信頼を理由として、政策問題についての白紙委任が行われていることが注目されるのである。

(三)(a)グループおよび(b)グループに屬する《人物型投票者》について、第二に注目されるのは、この型の投票者における人物判断の形成過程の問題である。この點については、すでに第一章の中でも若干觸れているが、これを補足する意味もかねて、《人物型投票者》の人物判断がいかにして形成されるかを示す資料のうちからその二三を例示してみよう。

(1)二八年四月の選挙戦において、北海道第二區では旭川市および上川支廳の票田をめぐつて自由黨のT候補とS候補が、當落をかけた死闘を演じた。今度の調査で強く印象づけられたことは、一般的にいって、キャンペーンにおける候補者の選挙活動の重點が他黨の候補といかに戦うかということではなくて、等質的な地盤の上に立つ同一選挙區内の自黨の候補といかに闘うかという點におかれていたことである。このことは、政黨ないし候補者が選挙戦を通じて政策による同調者フョロヤスの獲得を志向していないことを端的に示すものであり、これまで述べて來た投票行動における大衆の政治的自發性の缺如と相互に見あう現象であるが、T・S兩候補の選挙戦はそのまま典型的なものであつた。さて開票の結果は、S候補の惨敗に終り、同候補の得票は前回(二七年一〇月)に比して旭川市だけでも約四五〇〇票の減票をみた。(T候補は五〇〇〇票を稍上廻る増)。そしてこのような票の動きの原因については地元の選挙戦擔當者や選挙通の見解はほぼ一致しており、原因のうちでもつとも大きかつたものとして、「Sの東京における素行が代議士として應わしくなかつたという市民の批判」があげられている。ところで市民は何にもつづいてこのような批判を行つたか。情報はT候補に近い譲渡業者たちが取引さきの市内および農村の雜貨店を通じて流したものであり、村の雜貨店のさりげない茶呑話として傳播するS候補亂行の噂には、S派の運動員たちも

太刀打でできなかったといわれている。(S候補後援會理事長)

(2) 旭川市における調査によつて、前回の選挙では他黨に投票し、今度の選挙で改進黨に投票した者のほとんどは、比較的若い婦人層に属しているという現象が発見され、そしてこの現象には同市の改進黨婦人部の活動が原因となつてゐることが確かめられた。ところで改進黨婦人部長(改進黨M候補の選挙参謀の夫人)は次のように語つてゐる。「わたくしどもの目的は、婦人の幸福を考える人、つまり品行が正しく、横暴でない人を政黨政派を超越して代議士として送りたいということにある。たまたまM候補は永い附合で立派な人がらをよく存じ上げていたので、同志を募つて改進黨婦人部をつくり婦人層に働きかけた」この談話は改進黨婦人部が實質的には黨の下部組織ではなくM候補後援會であることを示すとともに、婦人の幸福を考える人が政黨政策にはかわりない品行の正しい人に置きかえられている點には《人物型投票行動》の一つの典型がみられるのであるが、それよりも重要なのは婦人有力者のこのようなリーダーシップが、票の動向を大きく左右しているということであろう。(同婦人部は會費納人員数だけでも千名をこえている)。

(3) 室蘭のN候補(自由黨所屬)支持の《人物型投票者》との面接によれば、投票者がNの人物力倆を知つたルートは新聞と街の評判である。「室蘭ではN候補は政治的手腕のある人ということになつてゐる。しかしN候補が中央へでて強い發言力をもつ實力者というほどの存在でないことは、實情に明るい者なら誰でも知つてゐることだ。港灣施設その他の地元利益の問題にしても、室蘭が他に比して特に有利な立場に立つてゐるとはいえない。だが、地方新聞が二三度書きたると市民の間では大物ということになつてしまふ。」(放送記者H氏)

(4) 同じN候補の選挙参謀長I氏(室蘭市議)談「市會議員、たとえば私が、私は某候補を應援するという態度を明かにすると、それだけで私が市議選挙でとつた得票の少くみても半分はその候補者に行く、Iさんが推す人なら

ば、という氣持です」。

われわれが調査の過程で行き當つた數多くの類似の資料のなから例示したこれらの事例は、投票者の候補者に對する人物評價が、一應は投票者の主體的判断であるかにもえながら、實は候補者によつてまたはその側近にあるコミュニティの有力者によつて與えられるものの受容にはかならない場合の多いことを示しているとともに、さらに彼らが《人物型投票行動》をとるといふことそれ自體すら、キャンペーンにおける候補者側のインフルエンスの與え方の結果として現れてくるという側面が看過されてはならないことを併せ示しているといえよう。

(四)最後に(d)グループに屬する《人物型投票行動》、すなわち候補者の提示した政策を投票理由とする投票行動をどのように考へたらよいかという問題に觸れてみよう。この型の投票行動が、投票者の主體的な政治行動たりうるかどうかといふことを検討する場合、《候補者の政策》という投票理由が、内容的に《政黨政策の選擇》を意味しているかどうかといふ點に問題が絞られることは、すでに述べて來たところから明かであろう。

さてわれわれの調査の結論は、この型の投票行動も投票者の主體的な政治行動たりえていないといふ點においては、先に述べた《人物型投票行動》とその性格を同じくするものと考えられるといふことである。この型の投票者には、政策の選擇という投票理由に示されるように一應、自發性がみられるにもかかわらず、この投票行動の性格がこのように理解されなければならない理由は、一言でいへば、投票者の投票理由が《自己の欲求の充足を基準とする政策の選擇》ではなく《候補者の側から與えられる政策の受容》をその内容としている點、すなわち、この投票行動が一應は政策の問題を中心として形成されるにも拘らず、それが結果するものは《政策内容の實質の検討による同アイデンティフィケーション化》ではなく、《上から操作される名目的象徴ノミナルシンボルへの吸収による同化》であるといふ點にある。

C—13表は札幌市および旭川市における改進黨投票者中に含まれる《人物型投票者》の、二八年四月選舉にお

C-13表 札幌市および旭川市における改進黨支持《人物型投票者》の再軍備問題に對する態度

(A) Campaign Issue に對する反應 (%)

ア イ テ ム		札 幌	旭 川	全調査者平均
今度の選挙で各黨の政策はどの點で對立していたと思うか	再軍備問題	69.3	66.8	42.6
	その他	7.7	6.7	6.1
	D. K	23.0	26.5	51.3
再軍備をどう思うか	P	46.2	53.3	17.6
	P'	53.8	40.0	24.2
	N	—	—	4.0
	A	—	6.7	46.6
	D. K	—	—	6.4

(B) 再軍備政策支持者の支持理由 (%)

支 持 理 由	札 幌	旭 川
自 衛 の た め	66.7	75.1
獨立國として軍備は必要	33.3	16.5
そ の 他	—	8.4

(備考) Pは“再軍備賛成”、P'は“むむをえない”、Nは“何も云えない”、Aは“反對”を意味する。PとP'とを一括して廣い意味での「再軍備賛成」と考えうる。

いて各黨の政策對立はどの點にあつたかという點についての理解および、再軍備問題に對する態度を表示したものであるが、この表には改進黨支持の《人物型投票者》において再軍備政策が極めて強い關心の焦點になつており、しかも彼らがこの

再軍備賛成理由のほとんどが、たとえは戸締的自衛論、あるいは獨立國軍備不可缺論というように、きわめて抽象的所與的であることは、彼らの政策問題へのアプローチが自己利益を基準とする政策内容の選擇ではなく、上から操作される名目的象徴への吸収をその内容として示していることとみることができよう。

政策を投票理由とする投票行動が表見的には投票者の政治的自發性の發現であるかにも見えながら、内容的には名目的な象徴への吸収にはかならない場合の多いことについては、すでに第一章および第二章においてとり扱われて

いるので、ここでは一例をあげて、政策を投票理由とする《人物型投票者》においては、先に(a)(b)グループの《人物型投票者》についてみられた、上から與えられる判断の受容が、政策問題について行われており、したがって、この型の投票行動もまた主體的な政治行動とは理解できないことを指摘するにとどめたい。

三　む　す　び

《人物型投票行動》について明かにされた以上の事實は、總括して、この型の投票行動が、投票者の政治的被支配者としての意識を基盤として成立することを示している。このことは《人物型投票者》の投票理由についてみられ、また、人物評價におけるいは政策問題における有力者への判断委譲について指摘されなければならなかつた。とすれば、われわれは《人物型投票行動》もまた、先にみた《地元型投票行動》と同様な大衆の意識、すなわちパトリモニアルな思考態様の上に成立するものであることを指摘しなければならぬであらう。

わが國の選挙において、いわゆるボス・システムによる票の支配が大衆の政治的自發性にもとづく投票に代位しつつ、非民主的な権力配分體系の再生産の支柱となつていくことはすでに周知のことからである。ところで、この場合、ボス・システムによる票田形成は、たとえば職能的なあるいは共同體的な支配關係、緣故、義理というようなボスと大衆との個人關係パーソナル・コネクションを前提とする、直接的な票の支配という形において現われるもの、いわば可視的な票の支配によるものと考えられて來た。けれども以上に試みられた《人物型投票行動》と《地元型投票行動》とについての考察は、ボス・システムの間接的な票の支配、すなわちいわば不可視的な票の支配の實態を明かにしているように思われる。この場合には、ボス・システムによる票の支配は、個人關係パーソナル・コネクションを前提とする投票の依頼または強制という形をとらない。けれども、政治行動としての選挙の本質についての理解から大衆を遮つているそのバ

トリモニアルな思考態様と、それを条件として浸透するポスのプロパガンダとは、すでにみたように、あるいは《地元利益》という、あるいは《人物》という投票理由を形成しつつ、ポスによる票の支配をより廣汎に成立せしめていると考えられるのである。

注 (1) C—2表に示されるようにコミュニティとして、このような性格をもっている度合は、留萌市よりも小平村の方が高いにもかかわらず、《地元型投票行動》が留萌市においてより多く支配的であるのは、これらの地域において《地元型投票者》の投票対象となつたT候補(自由黨)の地元が留萌市であり、小平村はその隣接町村の一つにすぎないという事情、および同候補の擁立が留萌市の有力者によつて行われていることによつて、のちに述べるような《地元利益》觀念形成の條件が留萌において遙に強く存在していたという事情によるものと考えられる。

(2) われわれの調査における小平村の《地元型投票者》一〇名のうち六名は、同村所在の住吉炭鑛勞組に加入している組織勞働者によつて占められていた。このことは、一見このような推測に對する反證となるかに思われる。けれども、住吉炭鑛が小經營の炭鑛であることを主な原因として、同勞組の活動は極めて低調であり、組合員に對する組合本来のリーダーシップはほとんど發揮されていない實情にあること(たとえば同組合は經營者との本格的闘争の經驗ももたず、炭鑛勞組の統一組織である日本炭鑛勞働組合にも加入しておらない。選挙に當つても組合員の啓蒙はおろか、組織の統一推薦候補の決定すら行われていない等)を考えるならば、これらの《地元型投票者》が外形的にはともかく、實質的には組織勞働者として主體的諸條件を缺いていたことが、このような現象の原因をなしていると考えの方が正しい理解の仕方と思われる。

—(富田)